

平成18年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成18年3月6日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 5号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定について
- 第 5 議案第 6号 京丹波町総合計画審議会設置条例の制定について
- 第 6 議案第 7号 京丹波町地域医療対策審議会設置条例の制定について
- 第 7 議案第 8号 京丹波町国民健康保険条例の制定について
- 第 8 議案第 9号 京丹波町国民健康保険税条例の制定について
- 第 9 議案第10号 京丹波町消防団の設置等に関する条例の制定について
- 第10 議案第11号 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
- 第11 議案第12号 京丹波町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第12 議案第13号 京丹波町の財産区管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第13 議案第14号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第15号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第16号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第17号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第18号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第19号 京丹波町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第20号 京丹波町奨学基金条例を廃止する条例の制定について

- 第20 議案第21号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 第21 議案第22号 町道の廃止及び認定について
- 第22 議案第23号 京都中部広域消防組合規約の変更について
- 第23 議案第26号 平成18年度京丹波町一般会計予算
- 第24 議案第27号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第25 議案第28号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計予算
- 第26 議案第29号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第27 議案第30号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第28 議案第31号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第29 議案第32号 平成18年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第30 議案第33号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第31 議案第34号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第32 議案第35号 平成18年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第33 議案第36号 平成18年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第34 議案第37号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第35 議案第38号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第36 議案第39号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第37 議案第40号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第38 議案第41号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算
- 第39 議案第24号 平成17年度和知簡易水道改良工事（第3工区）請負契約の変更  
について
- 第40 議案第25号 平成17年度和知簡易水道改良工事（第4工区）請負契約の変更  
について
- 追加日程1 農業委員会委員の推薦について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（18名）

1番 西山和樹君

2番 室田隆一郎君

3番	東	まさ子	君
4番	片山	孝良	君
5番	横山	勲	君
6番	坂本	美智代	君
7番	今西	孝司	君
8番	小田	耕治	君
9番	畠中	勉	君
10番	山田	均	君
11番	藤田	正夫	君
12番	山内	武夫	君
13番	篠塚	信太郎	君
14番	吉田	忍	君
15番	山西	桂	君
16番	野口	久之	君
17番	野間	和幸	君
18番	岡本	勇	君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

町	長	松原茂樹	君
助	役	上田正	君
助	役	堀郁太郎	君
教 育	長	山本和之	君
参 事		片山長男	君
参 事		寺井行雄	君
参 事		田渕敬治	君
瑞穂支所長		森田一三	君
和知支所長		片山俊明	君
総務課長		長谷川博文	君
企画情報課長		田端耕喜	君

税 務 課 長	伊 藤 康 彦 君
住 民 課 長	岩 崎 弘 一 君
保 健 福 祉 課 長	野 間 広 和 君
子 育 て 支 援 課 長	朝 倉 富 雄 君
地 域 医 療 課 長	上 田 進 君
産 業 振 興 課 長	山 田 進 君
土 木 建 築 課 長	岩 田 恵 一 君
水 道 課 長	田 井 勲 君
会 計 課 長	下伊豆 かおり 君
教 育 次 長	松 村 康 弘 君
監 査 委 員	人 見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	谷 俊 明 君
書 記	山 内 圭 司 君

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

寒さも緩みまして、春の日差しが心地よく感じます今日この頃でございます。

議員の皆様には、ますますご壮健でご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、平成18年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番議員・今西孝司君、8番議員・小田耕治君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの17日間と決しました。

会期の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に町長から提出されています案件は、議案第5号のほか36件が提出されております。

その他、後日、町長からの追加議案の提出がある予定であります。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

去る3月1日に議会運営委員会が開催され、今期定例会の運営について協議されました。

また、閉会中の各委員会活動が実施され、それぞれ所管の町内施設、現地等の調査が実施されました。

議会広報特別委員会は、議会だより第2号の協議と発行が行われました。

去る2月10日付で会派届けを受理いたしております。会派名は「美里会」です。

陳情書1件を受理いたしておりますので、議員各位に配付しております。

今期定例会の瑞穂ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影、収録を許可いたしましたので、報告いたします。

諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第4、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定についてから、日程第38、議案第41号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、これより日程第4、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定についてから、日程第38、議案第41号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) おはようございます。

平成18年第1回京丹波町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多忙の中をご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

平成18年度の当初予算案その他の議案のご審議をお願いするに当たり、この機会に、私が町政に臨む基本的な考え方、さらに予算編成方針、予算の大綱等について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

私は就任以来、旧町の基本路線を大切にしながら、新町まちづくり計画に基づき、丹波高原につつまれ、人の交流、連携で築くぬくもりと躍動のあるまちづくりを積極的に進める決意であります。

さて、今日の地方財政は、地方税収入の伸び悩みや地方交付税の減額などにより、極めて厳しい状況にあります。国においては、三位一体の改革の推進が図られているところですが、

財政力の弱い自治体にあつては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止や縮減の金額に満たない状況にあります。

さきに総務省から発表されました平成18年度地方財政対策の概要によりますと、地方税が1兆5,800億円の増、前年度比5.2%の増、地方交付税が9,900億円の減、前年度より5.9%の減。臨時財政対策債が3,200億円の減、前年度比9.9%の減。その他で2,500億円の減、前年度比11.6%の減となっております。これらを合計しますと200億円の増となり、前年度ベースが確保されたということになっております。

しかしながら、本町に置きかえました場合、町税収入としては評価替等の影響も考えられることから、14億8,045万円にとどまっており、旧3町の16年度と比較した場合、6.1%の減となり、今後伸びる要素も見当たらないことから、国が言う状況にはないのが本町の現状であります。

また、歳入の主要部分を占める地方交付税のうち、普通交付税は37億7,000万円を見込んでおりますが、これは17年度見込み額に18年度の国の財政計画の減額率を乗じた額であります。

また、特別交付税は地方交付税同様に求めた額と、合併による新たなまちづくり等への上乘せ措置分3億円を合わせたことにより、8億5,300万円となり、旧3町の17年度合計に比べて45%の増となる見込みではありますが、これも段階的な3年限りの措置であることから、手放しでは喜べない状況であります。

いずれにいたしましても、交付税は合併特例法により、10年間は旧町で積算されますが、その後は5年間で徐々に減額され、最終的には京丹波町の実数値で算定されますと、大幅な減額となっていきます。

これに対応するには、短期間に徹底した行財政改革に取り組み、行政組織のスリム化による財源基盤の安定を図らなければなりません。

一方、歳出面から見ますと、合併によって特別職や議員、また職員の数が減ったことにより、人件費は19億5,222万円と、旧3町の16年度と比較して、20%もの大きな減となっているものの、依然、人件費は歳出総額の20%近くを占めるなど、義務的経費の比率が歳出総額の44.7%と極めて高い比率となっております。

合併に当たって、合併協議会の協議や担当者のすり合わせ作業を通して、一定、事業等の整理はされたものの、旧町からの引き継ぎ事業は多方面にわたっているとともに、あわせて、住民の皆さんから新たな要望が多く寄せられる中での予算編成となりました。

その結果、予算査定の段階で、各課からの予算見積もりの歳出総額は、確保できる歳入見

込みと比較して約15億円近い開きがあったことも事実でございます。

旧町ではいわゆる三位一体の改革のもと、財源の不足を基金から繰り入れによって賄ってきたという状況があり、平成16年度は3町の総繰入額は13億7,481万円もの多額となっていました。

しかし現在、合併により引き継いだ基金のうち、財政調整基金の額は8億円台であり、到底、本年の歳入不足を充足させる状況ではなく、やむを得ず事業等の見直しを行い、歳出の大幅な縮減を図ったところでございます。

今後、特定目的の基金を含めて、基金運用については十分な計画性と緊張感を持って執行しなければならないのは当然のことであると同時に、歳入と歳出のバランスを最優先としなければなりません。

このような厳しい財政状況のもと、平成18年度予算編成に当たっては、次の点を重点事項として編成いたしました。

1点目は、合併により早急に対応が必要と考えられる事業については、早期完成を目指した予算編成を行いました。例えば、総合計画策定684万8,000円、地域防災計画策定470万円、CATV計画策定324万3,000円、バス購入を含めたバス特別会計への繰り出し3,651万円などでございます。

2点目として、旧町から継続して行われている普通建設事業については、新町まちづくり計画との整合性及び旧町間の均衡を図りながら予算編成を行いました。例えば、農用地総合整備事業1億6,660万円、ダム関連対策事業4,386万円、須知公園4,620万4,000円、町道東又線、田中垣内線、大迫上乙見線などの道路新設工事4億9,925万円、橋梁を含む農業集落道整備1億8,848万円、森林管理道開設8,070万4,000円、三ノ宮住宅団地整備事業9,100万円などでございます。

3点目は、団体等への補助金及び委託金等や町内各種団体等への補助金等について、町の財政的な現状や今後のあり方を考察し、減額等を含め、見直しを行いました。

4点目は、経費支出の効率化に努めるとともに、総事業費用等、行政効果を検討し、今後において、実施方法の再検討が必要なもの、行政効果の乏しいものについては見直しを行いました。なお、厳しい財政状況を勘案し、人件費面で職員の時間外手当等の抑制を図ってまいります。自らもその現実を直視し、この後、ご提案申し上げますが、町長、助役、教育長の給与と賞与並びに管理職手当の減額を実施する予定としております。

以上の点を念頭に置きつつ、町長就任時に公約としておりました中で、特に早急の課題として、バス路線の再編については、旧町間を結ぶ路線を新しく設けるなど、町民懇談会でい



ただきましたご意見を参考に、よりよいバス路線の構築に努めたいと思っております。

また、ケーブルテレビによる情報基盤の一元化に向けた取り組みについても、早急に基本計画策定に着手します。

さらに、これからのまちづくりについて、住民の皆さんとともに取り組む住民自治組織構築のため、地域活動助成調査事業費として117万円を計上し、推進してまいりたいと考えております。

一方、介護保険関係につきましては、保険料の改定をお願いするとともに、制度改正に伴う対応として、今回の改正が徹底した介護予防施策の推進という目的であることから、18年4月から、地域包括支援センターを立ち上げ、専門職員を配置する中で、要介護状態にならない、あるいは要介護状態の重度化を進めない施策を推進し、本町における介護保険制度の安定化を図ってまいりたいと存じております。

また、課題であります少子化対策の一環といたしまして、すこやか子育て医療費助成事業3,368万円の実施のほか、母子健康事業として、乳幼児の健診に臨床心理士、言語聴覚士、発達相談員等のスタッフを充実させ、健やかな成長をサポートします母子保健事業に781万円、このほか、道路や上下水道整備などの生活基盤の整備をはじめ、保健、福祉、医療の相互連携によるさらなる充実、耕畜連携した循環型農業による安心、安全な食の提供基地としての産地づくり、地元商工業への支援、生涯にわたる学習の基礎を培う学校教育や、人権を大切にし、郷土を愛する社会教育の推進、安心して子供を産み育てられる子育て支援の充実、若者定住への取り組みに重点を置いて予算編成を行ったところです。

そのほか、新規事業も含め主な事業を申し上げますと、振興基金積立事業、新規事業で1億円、山陰本線京都園部間複線化事業負担金8,934万円、人権啓発事業383万円、男女共同参画事業339万円、障害者自立支援事業1億5,050万円、成人保健事業5,422万円、中山間地域直接支払事業9,529万円、水田農業構造改革対策助成事業1,759万円、緑の公共事業1,376万円、有害鳥獣捕獲・被害防止施設設置事業1,922万円、雪寒道路等維持事業1,179万円、河川改良事業1,650万円、学校施設防犯カメラ設置事業、新規事業で720万円、特別会計等繰出金14億8,146万円となっています。

その他、農林業育成事業や福祉対策など、町民の日常生活に直結した事業を主体としています。

以上の結果、一般会計の予算総額は100億2,800万円となりました。この額は、16年度の旧3町当初予算額の合計額と比較して、11%の減となっています。

一方、歳入は最初にも述べましたとおり、合併による一時的な地方交付税の増があるものの、町税の伸びが期待できないほか、国府支出金、臨時財政対策債などの減額が予想され、どうしても歳入不足が生じるため、3億8,924万円を財政調整基金からの取り崩しによって調達せざるを得ない状況となっています。

今後、可能な限り、国府支出金などの特定財源の確保に努めるとともに、徹底した行政経費の節減を図り、健全な財政運営に全力を注いでまいります。

次に、各特別会計、企業会計、財産区会計予算について、主なものをご説明申し上げます。

国民健康保険関係では、合併協定で確認されましたとおり、今年度からの保険税として、統一税率により負担の公平性の確保を図るとともに、国保財政の安定確保のため、医療費の適正化対策や収納率向上に努めてまいりたいと存じます。

次に、介護保険事業関係でございますが、今年度は平成20年度までの3カ年の介護保険事業計画等の見直しに基づきまして、保険料改正を実施いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、水道関係でございますが、開発団地等への給水計画につきましては、団地ごとの状況を把握しつつ、条件整理次第、順次、配水管整備を進める予定としております。

次に、医療施設関係でございますが、いずれも住民の安心を支える医療機関として重要な役割を果たしておりますが、多くの課題も内在していることから、本年度は地域医療対策審議会を設置し、中長期的な計画をご審議いただきたく存じております。

それでは、各会計別に予算額をご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計21億9,858万円、うち事業勘定17億2,626万3,000円、質美診療所勘定2,110万円、和知診療所勘定3億7,788万4,000円、和知歯科診療所勘定7,333万3,000円、老人保健特別会計26億765万4,000円、介護保険事業特別会計14億6,520万円、うち事業勘定14億4,470万円、サービス事業勘定2,050万円、水道事業特別会計16億8,800万円、下水道事業特別会計9億3,100万円、土地取得特別会計8万1,000円、育英資金給付事業特別会計437万円、町営バス運行事業特別会計1億5,355万8,000円、須知財産区特別会計152万円、高原財産区特別会計23万円、桧山財産区特別会計1,510万円、梅田財産区特別会計970万円、三ノ宮財産区特別会計500万円、質美財産区特別会計420万円、国民健康保険瑞穂病院事業会計8億5,284万9,000円としており、いずれも厳しい財政状況にあるものの、それぞれの会計の設置目的に沿い、その事業運営に万全を期すとともに、住民福祉の向上に向けて一層の努力を重ねてまいります。

以上、一般会計、特別会計、さらには財産区会計を合わせまして、総額199億6,504万2,000円の予算をもって、平成18年度の各種事業を執行してまいります。各事業につきましては、主要施策の概要として添付しましたので、ご覧いただきたく存じます。

以上をもちまして、平成18年度の京丹波町予算編成方針並びに議案第26号から議案第41号までの提案説明とさせていただきます。何卒、議員各位の絶大なるご支援を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

次に、戻りまして議案第5号から議案第23号までの条例等について、ご説明申し上げます。

まず、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例は、京丹波町民の生活に必要な足を確保するため、現在、旧瑞穂町地域及び旧和知町地域で運行しております道路運送法第80条に規定いたしますところの自家用自動車による有償運送を、旧丹波町地域を含めた町内全域で実施するため、その路線や料金などについて定めるものでございます。なお、施行日は周知期間を必要とすることから、5月1日から新ダイヤ運行としております。

次に、議案第6号 京丹波町総合計画審議会設置条例の制定について、ご説明申し上げます。

合併に伴い、新たに京丹波町総合計画の策定及び実施するに当たり、地方自治法の定めに基づき、調査及び審議を行う機関として審議会の設置をお願いするものであります。

次に、議案第7号 京丹波町地域医療対策審議会設置条例の制定について、ご説明申し上げます。

現在、町内には公設の診療施設が4カ所あるわけですが、今後、本町の地域医療をどのように確保し、各診療施設の役割をどう位置づけるか、また地域性を十分配慮した医療提供体制がどうあるべきか、町として中長期的な視点に立ち方針を定める必要がございます。

そこで、町民が安心できる医療環境を構築するため、調査・研究及びご審議を賜る京丹波町地域医療対策審議会を設置いたしたく、そのための条例を提案させていただくものであります。

次に、議案第8号 京丹波町国民健康保険条例の制定について、ご説明申し上げます。

本町が実施する合併年度の国民健康保険事業につきましては、法令に定めがあるもののほか、旧町の各国民健康保険関係条例を暫定施行することとし、また各国民健康保険条例の規定の特例に関する条例等を定め、根拠として運営してきたところであります。

平成18年度からは、合併協議に基づき、賦課方式、納期等を町内統一化した国民健康保険事業を運営するため、本条例を新たに制定いたしたく提案させていただくものであります。

次に、議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の制定について、ご説明申し上げます。

本町が実施する合併年度の国民健康保険税・料の賦課につきましては、旧町の各国民健康保険関係条例を暫定施行することにより、旧町ごとに行ってきたところであり、平成18年度から合併協議に基づき、賦課方式を国民健康保険税に町内統一化するため、本条例を新たに制定いたしたく提案させていただくものであります。

次に、議案第10号から議案第12号まで、関連がございますので、京丹波町消防団の設置等に関する条例、京丹波町消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例、及び京丹波町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について、一括してご説明申し上げます。

ご承知のとおり、旧町には丹波町消防団、瑞穂町消防団、和知町消防団の3消防団があり、長い伝統に裏打ちされた強固な組織として、住民の安心、安全を守るため、すばらしい活動を展開されてまいったところがございます。さきの合併協議において、合併に伴う対応としまして、平成17年度中は現行のまま引き継ぐが、平成18年4月からは統一した消防団を発足させることになっておりました。

そこで、京丹波町消防団組織等審議会を設置し、8名の委員の皆様にご協議をいただく中で、京丹波町の消防のあるべき姿について、答申をいただきました。これを踏まえた上で、今回、新町としての条例を整備するものでございます。

まず、京丹波町消防団の設置等に関する条例に示していますように、新しい消防団の名称は、京丹波町消防団とします。京丹波町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例では、団員の定数を900人とすること、その他任免、給与、服務等に規定を設けております。

また、京丹波町防災センターの設置及び管理に関する条例は、地方自治法の定めに基づき、町設置の消防関係施設について、名称と位置及び管理する団体を規定するものであります。

次に、議案第13号 京丹波町財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例は、京丹波町にある六つの財産区の管理委員の皆さんの報酬等について定めるものであります。

財産区は、地方自治法上、特別地方公共団体となっており、本町の各財産区の運営方法にもそれぞれの歴史があり、報酬等についても差異があるのが事実でございますが、町合併を受けて一定の基準を設ける必要から、条例化をするものでございます。

次に、議案第14号、議案第15号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

さきの方針にも述べましたとおり、大変厳しい財政状況から、住民の皆さんへのサービス等にもご無理を申し上げているところですが、この条例改正は、これらの状況にかんがみ、私ども特別職と教育委員会教育長の給与及び賞与について、減額させていただこうとするものでございます。その率は、条例附則に規定していますよう、給料及び期末手当からそれぞれ10%を減じるものでございます。

次に、議案第16号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年の8月に出された人事院勧告に基づき実施するものであります。特に今回の人事院勧告は、給与制度について俸給制度、諸手当等にわたる抜本的な改革となっています。具体的には、給料表の級構成及び号級構成の見直し、昇給時期の1月統一、一般職の職員の昇給の号級数を4号級とすることなどであります。

また、平成18年4月1日から平成22年1月1日の期間については、調整期間として昇給抑制措置がとられています。なお、寒冷地手当についても今回廃止としております。

これらの改正を通して、公務員の年功的な給料上昇の抑制と、職務、職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を図ってまいりたいと存じます。

次に、議案第17号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

これは、先ほどの給与に関する条例の一部改正に伴う関連部分の改正と、さきに申しあげました特別職と教育委員会教育長の給料及び賞与を減額いたしました趣旨と同様に、大変厳しい財政状況から、管理職級の管理職手当についても、支給額の5%を減額するものでございます。

次に、議案第18号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

旧和知町の住宅等開発事業、具体的には木ノ上住宅団地整備事業でございますが、この事業の終了に伴いまして、設けておりました京丹波町住宅等開発事業特別会計を廃止するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第19号 京丹波町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

旧和知町の水道水を美山町へ給水している箇所が一部ございますが、南丹市発足に伴い、給水区域の住所表記が変更となったため、関係部分の改正をするものでございます。

次に、議案第20号 京丹波町奨学基金条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回、育英関係基金の整理統合を行いまして、旧瑞穂町から引き継いだ京丹波町奨学基金を京丹波町育英基金に統合するため、この条例を廃止するものでございます。

次に、議案第21号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定につきまして、ご説明いたします。

昨年10月11日に新しく誕生しました京丹波町は、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項及び同法施行規則第2条に規定するところの人口減少、財政力指数及び人口と面積割合の基準に該当するため、過疎地域のみなし指定が適用され、京丹波町全域が過疎地域となりました。過疎地域の市町村は、同法第6条第1項の規定により、議会の議決を受けて市町村計画を定めなければならないことになっていることから、今回、過疎計画の策定について、ご提案するものであります。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年度から21年度までの10カ年の法律で、過疎計画は5年ごとに前期計画、後期計画を策定する必要があります。本町の場合は、合併年度の平成17年度から21年度まで、5カ年の後期計画となります。

次に、議案第22号 町道の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

和知支所管内におきまして、平成10年から京都府によりまして、府営中山間地総合整備事業として、市場柏木線及び升谷集落道線の農道整備が実施されました。このたび、農道市場柏木線の完成と、升谷集落道線の一部完成に伴い、完成部分の引き渡しを受けたこととあわせて、これまで府営事業の採択条件により、一旦農道としていた道路を整理統合いたしまして、新たに町道として認定し、管理することといたしました。

次に、議案第23号 京都中部広域消防組規約の変更について、ご説明申し上げます。

今回の規約の変更は、収入役についての変更と、管理者が欠けた場合の対応を明確にしたものであります。亀岡市において、今回、助役が収入役を兼掌したことにあわせて、地方自治法では、一部事務組合の収入役は必須設置となっていないため、当組合においても、これまでの収入役の職務を見直し、同職務を副管理者が行い、収入役を置かないことにいたすものであります。

以上をもちまして、平成18年度京丹波町予算編成方針並びに当初予算及び各条例等の提案説明といたします。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、関係課長から説明をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

多数の議案ですので、説明はさきに条例関係を行い、終えてから再度、予算案の説明としてください。

田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） それでは失礼いたします。

先ほど町長の方から提案理由の説明がございましたので、私の方からはその内容等につきまして、詳細にわたり説明をさせていただきたいと思えます。

まず、最初に、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定についてでございますが、今回の条例は旧瑞穂、旧和知、それぞれの町営バス事業条例に替えて、新しくなりました町域での運行について制定をするものでございます。

特に、旧3町間を結ぶ路線として、新しく2路線を追加したほか、町営バス路線が整備されていなかった、旧丹波地区内に町民バスルートを基本とした2路線を追加し、総路線数12路線で運行を予定するものでございます。なお、新バス路線の制定に伴いまして、一部変更の路線を振り替えたものもございます。

運賃につきましては、現行、初乗り運賃を100円に見直し、乗車区間10キロメートル以上は最高運賃400円に設定する低料金化に改定しようとするものでございます。先ほども申し上げましたように、運行本数につきましては、現状の乗車人数を調査する中で現行便数を若干減数させていただきまして、必要経費の削減と乗車効率の高い運行を目指して計画しているところでございます。詳しい内容につきましては、それぞれ条例の中に定めさせていただいておりますので、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 京丹波町総合計画を策定する内容でございますが、本年度予定いたしております総合計画の策定につきまして、新年度に審議会を立ち上げまして、基本構想の策定についてご審議いただき、議会議決に向けた取り組みを進めたいと計画しているところでございます。詳細な内容につきましては、条例案にお示ししているとおりでございますので、内容ご確認の上、ご審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号でございますが、京丹波町の過疎地域自立促進市町村計画の策定につきましてでございます。こちらにつきましては、先ほど町長の方から詳しい説明等がございましたので、私の方からはその内容の一部だけ補足をさせていただきたいと思えますが、今、皆様方のお手元の方に市町村計画の原案の方をそれぞれお渡しをさせていただいて

おります。基本的な事項、それから、産業の振興等々ございまして、先ほども説明がありましたとおり、それぞれの諸要件を計画といいますか、見直していただく中で、私どもの京丹波町域も過疎地域ということになりましたので、その後期5カ年計画を定めようとするものでございます。

なお、今回のこの市町村計画にあわせまして、参考資料としてそれぞれ皆様方のお手元の方に、事業の内容等を記載したものを添付させていただいておりますので、その内容もご確認いただきまして、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、私の方からの説明にさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは失礼をいたします。

ただいま、上程を賜りました議案第7号 京丹波町地域医療対策審議会設置条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、第1点でございますけれども、医師の確保をはじめといたしまして、運営全般にわたり厳しい状況が続いている中で、今後、京丹波町の各診療施設をどう位置づけるかということ、ご審議を賜りたいと思っておりますし、第2点につきましては、地域性を十分配慮した医療提供体制の確保というようなことで、あわせて2点ご審議を賜りたく思っております。

なお、条例に関しまして、組織といたしましては、委員様、第3条でございますが、10名以内をお願いをしたいと思っておりますし、また、任期につきまして第4条で2年ということをお願いをいたしておるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） それでは失礼をいたします。

ただいま、上程となりました議案第8号 京丹波町国民健康保険条例の制定について、ご説明申し上げます。

冒頭、町長から説明のありましたとおり、平成18年度からは合併協議に基づき、賦課方式、あるいは納期等を町内統一化した国民健康保険事業を運営するというところでございまして、本条例を新たに制定する必要があり、提案させていただくものでございます。

内容的には、国民健康保険法及び同法の施行令、また、同法の施行規則で条例に委任された事項といたしまして、第2条の国民健康保険の運営協議会の委員定数でありますとか、第4条の一部負担金の法定割合以下への引き下げ、また、第5条、第6条におきましては、出



産及び死亡に関する給付、また、第7条の条文ではその他の給付の内容、そして、第11条では国民健康保険税、また、第13条から第16条までの関係につきましても、届け出等に関する過料等を明記したものでございまして、また、といたしましたけれども、第8条の保健事業の内容等も規定したものでございます。

附則におけます施行期日は、平成18年4月1日とさせていただいております、また、経過措置として旧町の関係条例、いわゆる暫定条例になるわけでございますけれども、経過措置とともにそれらの条例の廃止を明記いたしております。

以上、本条例のご説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号でございます。

京丹波町国民健康保険税条例の制定についてご説明を申し上げます。

本件につきましても冒頭、町長から説明がありましたとおり、平成18年度から合併協議に基づきまして賦課方式を国民健康保険税に町内統一化すると、そういう必要がございまして、本条例を新たに制定し、提案させていただくものであります。

内容的には、京丹波町国民健康保険条例、先ほど説明させていただきましたが、第11条に規定する、この町は世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課するという条項がありまして、その関係条例としてこれを制定するものであります。

まず、第2条の課税額でありますけれども、医療分にかかります課税限度額はこれまでと同様53万円としておりますけれども、介護納付金分にかかります課税限度額は、このたびの国の示す医療改革大綱によりまして国保制度の改正が加えられまして、1万円増額の9万円としております。

次に、第3条から第7条にかけましても、医療分及び介護納付金分にかかります被保険者の応能応益にかかる所得割、資産割、被保険者割、また、世帯別の平等割の4項目の税率を規定させていただいております。

これらをもとに算定しました被保険者1人あたりの課税額は5万6,182円でありまして、合併協議で5万6,000円から5万7,000円となるよう、1人当たり調整するというを受けまして、その部分について踏襲させていただいております。

次に、第9条は年12回の納期を規定しております。

また、13条におきましても、第3条から第7条に規定する、応益に関する被保険者割及び世帯平等割にかかる国民健康保険税の低所得者を対象とした7割・5割・2割の減額規定も設けております。

また、町税の減免基準の関係でございますが、国民健康保険税の減額、または、免除する旨を第17条で規定をさせていただいております。

附則における施行期日は、平成18年4月1日といたしております、その他、経過措置並びに町関係条例の廃止規定も設けております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） それでは、私からは消防団関係を含め、たくさんの条例になりますけども、一つずつ説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、議案第10号の京丹波町消防団の設置等に関する条例の制定でございますが、これにつきましては、先ほど町長からございましたように、名称を第2条で京丹波町消防団とするということと、それから、区域を町内全域というふうにするものでございます。

続きまして、第11号、京丹波町消防団の定員、任命、給与、服務等に関する条例の制定についてでございますが、お開きをいただきまして、条例の中身に入っていきたいと思っております。第2条で、定数は900人ということにしております。現有の消防団員の数をそのまま継承するという形としております。それから第3条では、その第1号で、町内に居住する者を団員とするということにはしておりますが、ただし書きを付せまして、任命権者、団長ですが、特に必要と認める者はこの限りでないというものを入っております。これは何かと申しますと、近隣に居住する町内出身者で協力的な方、あるいは、活動が可能な方についても京丹波町の消防団員として活躍していただくということで入れさせてもらったものでございます。

それから、飛びまして、第12条で報酬を定めておりますが、この金額については、ほぼ旧丹波町のものを踏襲しております。

それから、めくっていただいて、第13条です。費用弁償でございますけれども、今回からは年額制ということにしておりまして、年額3,000円というふうに定めております。

以上です。

続きまして、条例の第12号、京丹波町防災センターの設置及び管理に関する条例の制定でございますが、これは町長から説明がございましたように、町が設置した防災センター、通常は消防団詰所と言ってるものでございますけども、これについて、地方自治法に基づきまして設置の条例を定めるものでございます。現在、20カ所ございまして、表1にかかげておりますし、それを管理する団体等については次の表2で各消防団の部等の名称を掲げて

おります。

以上でございます。

それから、続きまして、条例第13号でございます。京丹波町の財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例でございます。現在、旧丹波町に2つ、それから、旧瑞穂町に4つ、合計6つの財産区がございますが、この管理委員さんの報酬につきましては開きがございます。年額1万2,000円のところから年額18万円までの開きがございますので、合併を機に日額としてその額を定めるものでございます。

続きまして、条例第14号でございます。

京丹波町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この趣旨につきましては、町長から説明があったとおりでございまして、給与及び手当で、算出した額の100分の10を減額するというものでございまして、この減額によりまして、年間では約420万円程度の減になるかというふうに存じます。先ほどの420万円というものは、次の教育長の給与の減額も含めた額でございますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

第15号、京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも、前条例と同様の趣旨、内容でございます。

それから、条例第16号、京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これにつきましては、大変中身が複雑になっておりますので、けさ、別紙で1枚もの、裏表ものを配らせていただきましたので、これをちょっと横に置きながら、説明をさせていただきたいと思っております。資料の名称は平成17年の人事院勧告に基づく給与条例改正資料というものでございます。それを横に置いていただきまして、まずは、条例の後ろの方に、新旧対照表をつけております。それをごらんください。横向きになる新旧対照表でございますが、よろしいでしょうか。

その新旧対照表を2枚めくっていただいたところに表が出てまいります。1級、2級というふうに表現した表が出てまいります。それをを用いまして、まずは説明させていただきたいと思っております。

今回の条例改正の1つ目は、行政給料表の現行の8級を6級制にするというものでございます。新旧対照表で言いますと、右の8級のものが左の6級へ移行するというものでございます。具体的な中身を申し上げますと、1級と2級が新しく新1級になります。それから、旧の3級が新の2級、旧の4級と5級が新の3級になる。以下、繰り上がるという表の構成

でございます。それから、医療職につきましても一部変更がございまして、現在の医療職の級別の1級から4級のうち、4級が2つに分かれまして4級と5級になるというものでございます。この、医療給料表の1は医師の給料表でございます。その他の給料表については変更はございません。

次に、その新旧対照表の下の方に複雑な表が書いてございますが、この部分も変わる分でございます。見方としましては、右の表が左の表に変わるわけでございますが、具体的に申しますと、1級の2号、13万4,000円というものがございまして、この1つの箱が右へ行って4つの箱に分割されるという考え方でございます。左へ行きますと、1級の1号、13万4,000円から13万7,300円、ここまでの表が旧の1級の2に該当する箱だと。通常でございますと、現在ですと、1の2をもらっている者は1年たちますと、その下の1の3の13万8,400円に移行するわけでございますが、新給料表によりますと、1の1から飛んで、1の5に1年たったら移るという考え方でございます。ですので、旧の1つの箱が4分割をされて、表が随分長くなっているというものでございます。おわかりいただけましたでしょうか。

そのほかにつきましては、お手元に別途で配布しました資料に基づきまして、説明をさせていただきますと思います。

戻りますが、先ほど申しましたように、給料表の級構成が変わるということで8級が6級になるということ。それから、医療職についても4級制が5級制になるということでございます。

それから、この移動によりまして、給料が結果的には下がる方が多くなってきます。その下がる分につきましては、下線で引いておりますように、3月31日現在の給料原則額との差額を調整差額として、次期昇級により額が上がるまでは4月以降給料に加算して支給するという形になっております。

それから、次に給料時期の改正でございます。給料は年功、年4回上がる期日がございませぬ。これは、採用年月日等によって構成されているわけでございますので、4月に上がる方や、あるいは7月に上がる方とばらばらになっておるんですが、今回の条例改正で年1回、1月1日を基準にして上げると、変更するというようになっております。

それから次が、給料前の1年間を良好な成績で勤務した職員については、昇級の号級数を4級、先ほど申しあげましたような箱4つ分上げますというふうな形でございます。

それから、55歳昇級停止を廃止して昇級抑制措置を導入するというものでございます。勤務成績良好な一般職員の4級昇級に対しまして、55歳以上の職員については2号級の昇

級ということでございます。

それから行政職の場合、5級、課長級及び6級の参事級については、3号級の昇級ということでございます。つまり、現行の17年度で申し上げますと、2分の1、55歳は2分の1しか上がらないというふうな格好での昇級ということになります。

それから、附則でうたっておるわけでございますけども、平成22年1月1日までの昇級については調整を行うということでございます。初回の昇級、19年の1月1日については、勤務成績良好な一般職員は2号級アップ、それから、管理職は1号級アップ、55歳の職員は昇級なし。それから、20年1月1日から22年1月1日までの昇級、雇用期間は調整期間で、勤務成績良好な一般職員は3号級、管理職は2号級、55歳の職員については1号級の昇級ということでございます。

それから、裏の方へまいりまして、今回の改正で寒冷地手当を廃止しております。附則において、育児休業に関する条例の一部改正を織り込んでおりまして、復帰後の昇級期間の調整にかかる条文を改正をしております。そのほか、表関係を改正しているものでございます。

いずれにしても、今回の改正につきましては、先ほど町長からの提案説明にございましたように、年功的な給料上昇の抑制、それから、職務、職責に応じた俸給構造、それから、勤務実績の給与への反映と、こういうものを主眼として改正をされるものでございます。

次に、議案17号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これにつきましても、先ほど町長から提案説明がありましたように、基本となります職員の給与条例が改正されたということと、管理職手当の100分の5を減じるというものでございます。

次に、議案18号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定でございます。これにつきまして、旧和知町における住宅開発、具体的には木ノ上団地、平成17年から事業開始をされたものでございますが、この事業が終わったことに基づきましてこの特別会計を廃止するものでございます。

それから次に、議案第20号でございます。京丹波町奨学基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。これにつきましては、提案理由にもございましたように、この奨学基金条例は旧瑞穂町の基金の名称で、そのまま引き継いだものでございます。これを、同種の育英基金に統合をするものでございます。合併時点で、奨学金の額でございますが、奨学基金については971万円ございました。それから、育英資金の方は2,078万円6,000円ございました。これを統合するものでございます。

それから次に、飛びまして、議案第23号でございます。京都中部広域消防組合理約の変更についてでございます。これについても町長の提案理由に説明にありましたとおり、一部事務組合については地方自治法上、収入役を置かなくてもよいということになっているのが大前提でございます。これに加えて、亀岡市の方で、いわゆる収入役を置かない条例というのが定まりまして、助役がそれを継承するということになりました関係で、中部広域消防組合においても同様の措置をとることから、こういう規約の変更をお願いするものでございます。

以上、条例関係についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りましてご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） それでは、議案第19号 京丹波町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げたいと思います。

先ほど、町長から説明がありましたとおり、南丹市が発足したことにもないまして条例を変更するものであります。旧和知町におきまして、旧美山町の一部、大野ダムなんですけれども、給水をしておりまして、住所表示が変更になりましたので改めるものでございます。第3の表、給水区域の欄中、美山町字檜原小字中ノ山48の5番地を南丹市美山町檜原中ノ山48番地の5に改めるものでございます。地番につきましても、旧の表示が少し間違っていたようでございますので、この際改めるものとさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 岩田土木建築課長。

○土木建築課長（岩田恵一君） それでは、私の方からは、議案第22号 町道の廃止及び認定についての補足説明をさせていただきます。

先ほど、お話、町長からありましたように、今回の廃止2路線と、それから、認定の5路線をお願いするものでございまして、これにつきましては、旧和知町管内におきまして、これまで府営の事業におきまして農道整備を実施するために、それまで町道でありましたものも町道を廃止いたしまして、農道として事業を推進してきたということでございますが、今回、廃止2路線につきましては、市場地内におきまして、市場農道の完成による京都府からの引き渡しを受けましたので、町道として認定をいたしまして、適正な管理を行いたいということでございます。この路線につきましては、既に認定済みの国道27号、和知トンネル付近から市場山添地内までの2路線があるわけですが、この2路線を一括統合いたしまして、1路線として認定をすることが適当であるというふうに考えておりまして、大倉升谷

線として認定をさせていただくものでございます。

それから、あとの4路線の認定の管理ですけれども、升谷地内におきまして、府営中山間地域総合整備事業として整備することで、農道としていたものを、もともと町道として認定しておりましたが、今、申し上げましたように府営事業で整備するというので、認定をはずしまして農道としていたものでございますが、これらの事業につきまして、一部の完成をもって事業が打ち切りということになりまして、ふるさと緊急農道整備事業として継続してやっておりましたが、その一部の完成をもって事業打ち切りとなりましたことから、これらの路線について、先ほど申し上げましたように、今般、京都府の方から引き渡しを受けましたので、町道として認定をいたし、これらの路線につきましては今後、地方特定道路整備事業なり、また、地方道路整備臨時事業等を導入いたしまして、その整備に当たってまいりたいということでございます。当然のことながら、そういった事業を受けるにつきましては、町道であるということが大前提でございますので、今回そうした路線について、町道として認定をするものでございます。

以上、補足説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 暫時、休憩といたします。

10時40分までといたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、予算関係につきまして担当課長の説明を受けます。

説明いただく課長には、各説明のページ、また、詳細等、よろしくお願いいたします。

長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） それでは、失礼します。

私からは、議案第26号 平成18年度京丹波町一般会計予算についてご説明をまずさせていただきます。

表紙をめくっていただきますと、第1条から出てきております。先ほど町長の説明にもありましたとおり今回の18年の一般会計の総額は、100億2,800万円ということになっております。それから第2条、第3条関係については、めくっていただいご説明をさせていただきますというふうに思いますが、全体のイメージをつかんでいただくために、お手元にA3の縦長の資料を配付をいたしましたので、それをもちまして最初概略をご説明させ

ていただきます。

左側が歳入内訳、それから、歳出は2つになって内訳を下の方につけております。右側が円グラフになっております。申しましたとおり、ちょうど100億超えるところでございますので、1%が1億と見ていただいたら大変わかりやすいかというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

まず、最初でございますが、町税です。左の欄が平成18年度の当初予算でございます。14億8,000万強ということでございまして、比較は16年度を上げております。と申しますのは、17年度は途中の予算になっておりまして、ちょっとわかりにくいところも多いかということで、対比としては16年度を上げております。16年度対比しましたところ、9,500万強の減ということになっております。これにつきましては、今年度は評価がえということもございまして、固定資産等の減額も見込まれるということからでございます。

それから、ずっと下がりがまして、地方交付税でございますけれども、中程になります46億2,300万を計上をしております。16年度比較をしますと、5億2,000万の増ということにはなっております。これにつきましては、先ほどあったように、合併による上乗せ分3億を乗せている等々の原因によりまして、こういう増が見込まれるということになっております。

それから、下から4段目でございますけれども、繰入金3億9,266万円を財調から繰り入れるという形でおさめております。16年度は、先ほど町長説明にもありましたように、13億7,481万5,000円の繰入金が入ってきております。こういうことで、旧の町の財政が何とかやりくりをできていたということですが、18年度以降については基金もございませんので、節約に努めていかなければならないということでございます。

歳入の関係を円グラフにしましたところが、右のとおりでございまして、自主財源が4分の1に満たないという形で、地方交付税の比率も46%と、大きくなっているのが現状でございます。

次に、歳出関係でございますが、まず、一番上の段、人件費でございます。19億5,222万5,000円ということで、16年と比較をしますと、約20%の減ということになっております。これはいろんな原因がございまして、議員の皆さんが減った、あるいは理事者の皆さんが減ったと、あるいは職員についても減ったというようなことから、この額が出てきているというふうに分析をしております。

そのほか、多くのところで減額をしておりますが、普通建設事業については、単独分、どうしても引き継ぎ工事がございまして中止できないということから、若干の増ということに



なっております。

公債費につきましても、16年度比較からでは減額になっておりますけれども、右の円グラフを見ていただいたらわかりますように、21%を占めるということになっておりまして、扶助費それから人件費とも含めまして、大変ウェートが大きくなっているのが現状でございます。

また、特別会計への繰出金も13%を占めるということで、この辺も大きな課題かというふうに思っております。

それから、目的別の内訳を見ていただきましてもわかりますように、先ほど申しましたように、土木関係で継続事業がございまして、その辺が膨らんでいるというのが現状でございますが、全体的には抑えられた形でございます。

なお、民生費関係については、法改正等もございまして、若干ふえておりますが、これについては、今後、増えはすれども減することはないだろうというふうに考えておりますので、中長期の計画を立てて進めていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

以上が全体像でございます。これを見ていただきまして、次、進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、第1表の歳入歳出については、先ほどの説明でかえさせていただいて、省略をさせていただきます。

10ページをお開きいただきまして、第2表、債務負担行為でございます。

10ページ、11ページにわたります第2表、債務負担行為でございます。これにつきましては、17年度の当初とほぼ同じでございますが、3点ばかり変わったところがございしますので、ご説明をいたします。

11ページの上から3行目、固定資産評価調査事業でございます。2,450万の債務負担でございますが、これは今年評価替えがございまして、その次が21年の評価替えということになりまして、それに対応するため今年から準備を始めるものでございまして、現在、3町でシステムが異なっておりますので、それを統一をするということで今回債務負担をするものでございます。

それから、その下の大倉ヒヨ谷開発の事業でございますが、これについては、旧の和知町で行われておりましたもので、実は前回、特別会計で債務負担をしておったものが、事業が終了して確定いたしましたので、ここへ統合をしたものでございます。

それから、3点目の変更は、その次の南丹・京丹波地区土地開発公社という名称の変更で

ございます。以前は船井北桑田地区土地開発公社ということでございましたけれども、市制、町制の変更によりまして名称が変更になっております。

その3点が17年の12月にご提案させていただいた当初の債務負担と異なる点でございます。

それから次に、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

ここに地方債の事業別、起債別の表を書いております。総額では、下ずっと15ページまでめくっていただいたら結構かと思うんですが、総額で14億3,960万という本年度の起債予定をしております。それぞれの事業につきましては、また事項別明細をもちまして、ご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

早速、中身に入っていきたいと思いますが、事項別明細をもちまして、説明をさせていただきます。

歳入の5ページをお開きをいただきたいと思います。歳入の5ページでございます。

町税です。

まず、1の町税の個人でございますが、本年度3,440万を計上をしております。昨年度と書いておりますのは、17年度の12月にお世話になりました当初予算ですので、そのまま比較することはできませんけれども、定め上、こういう形での表しかできませんので、あしからずご了承を賜りたいと思います。

ちなみに、17年の3町のそれぞれの当初予算の額は、次のとおりでございます。

前年度3町の当初予算の額は、個人が3億7,932万6,000円、それから法人税の同じものは、9,715万2,000円でございます。

それからあわせまして、下へいきまして、固定資産税の総額でございますが、これが旧3町の当初合わせまして10億655万7,000円でございます。これと比較しますと、全体的に下がっております。個人におきましては、景気の上昇というのは、都市部ではございますけれども、私どもの方まで伝わってきていないということから、3町当初の90%をみておりますし、法人税については、若干景気も影響してくるということから、95%程度になっておりますし、それから固定資産については、先ほど申してますように、評価替えがございますので、土地の価値が下がっているという部分も勘案して、旧町3町合計の90%程度を見込んでいるところでございます。

いずれにしても、税収の伸びというものは、今のところ期待できないという状況でございます。

それでは次、ちょっと先へいかせてもらいまして、8ページ、9ページをお開きをいただ

きたいというふうに思っております。

ここの款10、地方交付税でございます。

地方交付税は、普通交付税、特別交付税がございますけれども、普通交付税については37億7,000万を見込んでおまして、これは旧3町の17の当初予算の額掛ける5.9%の減という計算式で求めたものでございます。5.9は国の言ってる減額率でございます。

同じく特別交付税についても、同じ計数を掛けさせていただいて、それに合併によるまちづくりの特別措置分3億円を上乗せしたという計算式で求めたものでございます。それ掛ける、若干それだけですと本当の細かい数字になっておりますので、若干猶予分を見て、この額を算出しておりますので、ご了承をお願いいたしたいと思えます。

それから少し飛びますが、22、23ページをお開きをいただきたいと思えます。

22、23ページ、その上の繰入金のところでございますが、先ほど説明させていただいたように、財政調整基金の繰り入れ3億8,924万3,000円でございます。

それから、次23ページの右の説明欄のところの箱の下から三つ目、学校給食費でございます。5,633万6,000円ということになっておりますが、これはこれまでそれぞれの学校で別途会計で処理をされておりましたが、今回、公費ということでございますので、一たんこの給食費の中に入れるという手法をとらせていただきましたので、この分が増えてくるということでございます。

以上、主だった歳入ですが、その次でございます。26、27ページをお開きをいただきたいと思えます。

町債でございます。26、27の町債でございます。目1の総務債でございますが、そこに未来づくり資金及び合併特例事業債ということで、金額を上げておまして、振興基金積立事業債ということで、合計で9,950万円上げております。これは新町のまちづくり計画にございました、特例債を使った基金積立というものを事業化するものでございまして、特例債は95%充当ということになっております。そのすき間については、未来づくり資金を充てるということと、後、足らずまいの50万円については、一財を充てまして、総額で1億の振興基金を積み立てるというものでございます。これについては、約70%が交付税措置ということになっておりますので、苦しい会計を何とかしのぐという意味もありまして、今回1億円を積み立てたものでございます。

まちづくり計画では、1億5,000万の毎年の積み立てということになっておりましたが、財政状況も勘案して今年度は1億ということにさせていただきました。

それから、その後、各種起債がございますけれども、それについては右の説明がございますそれぞれの事業に充当するというものでございます。同じ名前がたくさん出てきておりますが、いろんな有利な起債を勘案しまして、できるだけ安価で有利に進めたいということから、こういう形で起債を借りるということにしております。

それでは、入を終わりました歳出、28ページに移りたいと思います。

まず、議会費は省略させていただいて、総務費から説明をさせていただきたいと思います。

33、31をお開きをいただきたいと思います。

主だったものをご説明をさせていただきます。31ページの総務費の中の委託料のところでございますが、行政事務委託料というのを669万9,000円組んでおりますが、これにつきましては、区長さん等々にお世話になって配付するいろんな資料を配っていただいておりますけれども、その行政事務の委託料ということで、謝礼的にお支払いをするものでございます。一部シルバーさんにもお願いをしているものがございますが、そういうものをひっくるめた額でございます。

めくっていただきまして32ページ、一番上のところでございますが、右上の説明の欄でございますが、I J AMP使用料、ちょっと耳なれない言葉であろうかと思いますが、100万8,000円でございますが、これは行財政情報、国の動きをパソコンで逐次見られるというシステムでございまして、その使用料でございます。課長を中心にこの情報が取り出せるような形で現在構築しておりますので、その使用料でございます。行政、行財政情報を取り出す、そういうシステムでございます。

それから次の33ページでございますが、委託料で例規集サポートシステム委託料ということで、例規集のパソコン化、デジタル化をしておりますので、その委託料でございます。

新町の例規集もCD-ROM化になりましてでき上がりましたので、この後、議員さん方にはお配りをしたいというふうに考えておりますが、この委託料については、18年度の予算でございます。

続きまして、34ページでございます。

この説明の欄の下から三つ目の箱でございます。使用料及び賃借料でございますが、その一番下の欄の地上権設定賃借料でございますが、これはグランベールゴルフ場から入ってきますお金を、地元にお支払する分でございます。いわゆるトンネルという格好になっておりまして、町を通してお支払いするものでございます。

それから積立金の一番下の振興基金積立金については、先ほど申し上げました合併特例債を活用しての基金積立でございます。

次、企画費へ移ります。35ページでございます。

目の企画費の13、委託料でございますが、総合計画策定業務委託料は、先ほど申したように、新町の計画を策定するものでございます。経費でございます。

続きまして、36ページ、同じく企画費の負担金補助金関係でございますが、一番下のところの山陰本線京都園部間複線電化事業補助金ということで、18年度は8,922万4,000円を補助金ということでお支払するということになっております。

この事業については、平成15年から20年までの事業でございますが、それぞれ年度ごとに負担金割合がもう既に決まっております、これは18年度分でございます。

次、少し飛びますけれども、42ページをお開きいただきたいと思います。

42ページの生涯学習推進費でございます。これの中ほど、委託料でございますが、ここにあります講演会等開催委託料については、人権研修等々の講演委託料を計画をしております、できれば細かい形での講演会が、三つの会場ですか、具体的に言いますと、講演会がもてたらということで計画を上げておりますのと、下の男女共同参画策定業務委託料は、新町になりましての計画を策定する必要があるから、その経費でございます。

それから、少し飛びまして、44、45をお開きください。

そのうちの45の課税徴収費の中で、これも委託料でございますが、固定資産宅地評価見直し業務委託料、これ先ほど申し上りましたように、平成21年の評価替えに向けての調整をするための経費でございます。

本年度は1,710万円を計上しております。

飛びまして、46、47でございます。

総務費の中の選挙関係でございますが、京都府知事選挙がございますので、その経費を計上しております。告示が3月の23日でございますので、ここの予算については、4月1日以降の分について計上をしております。

それから、ちょっと飛びまして、52、53をお開きください。

52、53、民生費の中の社会福祉費でございます。

その中の負担金補助の中で、社会福祉協議会専門委員等補助金というのがございます。4,496万円でございます。これにつきましては、各旧町で補助金の率が異なっておりました関係もございます。統一した考え方に基づいてという町長の姿勢もございますので、当初要求をされていたところの75%程度を見込んでおります。

それから、飛びまして、54、55をお開きいただきたいと思います。

民生費の社会福祉費の関係でございますが、一番右上のところ、障害程度区分判定審査事

業委託料でございます。256万8,000円、これは今年度から障害者の自立支援が始まりますので、その事業に先立って、各障害の程度を判定する必要がございますので、その委託料ということになっております。

これに基づきまして、障害者関係の事業を主には10月以降、新制度でスタートさせるということになるかというふうに思います。

それから、次に56、57をお開きください。

老人福祉関係でございますけれども、老人関係の事業を左上の網かけのところで示しておりますが、その中の生きがい通所事業、それから900万台、外出支援900万台、食の自立支援事業1,000万台のそれぞれ事業がございますけれども、これは旧町のを引き継いだという形にはなりましたけれども、一定精査をさせていただいたりしておりますが、いずれも単費事業ということでございますので、高額の経費がかかってきているというのは事実でございます。

それから、ちょっと飛びますが、64、65、保健衛生費でございます。

その保健事業で左側の網かけしております母子健康事業費でございます。

町長の提案の説明にもございましたように、今回中身を充実させて、臨床心理士、言語聴覚士、あるいは発達相談員を導入をいたしまして、より健やかな子供さんの成長をサポートするというので、計画をしております、その関係の医師報酬、あるいは講師、講習等を右側の中で組んでおります。

それから飛びまして、68、69でございます。

保健衛生費の目の5の診療費でございますが、この報酬に先ほど条例提案をさせていただきました地域医療対策審議会の報酬を上げております。そのほか、負担金補助交付金で各病院等に繰り出している額をここで上げております。高額になっておりますので、この辺についてもご審議いただけるものではないかというふうに思っております。

それから、次、農林水産業関係に移りたいと思います。

76、77、お開きをいただきたいと思います。

76、77、農業費の関係の畜産業費でございます。77の一番上の段の説明のところにございますストック・ヤード設置工事、これは堆肥の有効活用を図るということで、堆肥一時置き場所を町内各地につくって活用を推進していこうというものでございます。

それから、1枚めくっていただいて、78の負担金補助交付金関係の一番下の欄でございます。中山間地域総合整備事業負担金でございます。1億8,848万円の分ですが、これは和知の継続事業になっております長瀬向山大橋の工事費の負担金分でございます。

それから、次に、８０、８１ページでございます。

そのうちの８１ページ、農村情報施設管理費でございます。この網掛けの部分をごらんいただきたいと思います。CATV施設の管理事業でございますが、この分は旧瑞穂町の方でございます。その次の農村情報施設管理事業費というのは、旧丹波でございます。そして、最後の人件費については旧瑞穂の方でございますので、ちょっとややこしいのでご説明をさせていただきました。

それから次に８２、８３をお開きをいただきたいと思います。

その８３の下の段の山村振興対策費でございますが、これは旧町からの継続事業になっております水原地内の町道の整備、舗装関係完了させる予定でございますが、その分と、先ほど説明させていただいた長瀬橋の配水管の布設工事がこの事業の中に含まれております。

それから、めくっていただいて８６、８７、林業費関係でございます。

その左上に網掛けでしている部分の一番最後、山林管理道開設工事、これは和知の継続事業になっておりますいわゆる峰線と言われるものの事業費をここに計上しているものでございます。

それから、８７の右上の説明のところに、緑の公共事業補助金という名称のものがございますけれども、これにつきましては、平成１５年から４年間事業、府の事業でございます。各森林組合に委託をしまして、間伐、それから木材の搬出を行うものでございます。

それから次に、８８、８９をお開きいただきまして、８９ページの商工会関係でございますけれども、商工費の振興費の中の負担金補助の中で、商工会小規模経営の支援事業補助金という、２、１０３万６、０００円を組んでおりますが、これは商工会への補助というお金でございます。

１枚めくっていただいて、９０、９１でございます。

商工の観光費でございます。

一番下の段、委託料でございますが、設備点検委託料、施設維持管理委託料が書いてありますが、これは質志鍾乳洞分でございます。

次に、９４、９５に移りまして、土木費に入ってまいりたいと思います。

９５ページの下段、右下の説明のところの備品購入費でございます。除雪車購入費というふうに書いております。６００万円でございます。これは新規の事業でございます。ことし大変な雪がございまして、除雪車が古くなっておりまして、どうしても出動できなかったというような経過もございましたので、今回新たに１台、４WDのジープ的な車を購入して、この冬の雪に備えたいというものでございます。

それから次、96、97でございます。

道路の新設改良でございますが、これの97ページの工事請負費、道路改良工事でございます。4億3,300万余りのものがございますが、箇所としましては、大迫上乙見線、和知でございますが、これと東又線、田中垣内線、それから丹波町の235号線、このあたりを今回新たに工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、次に、98、99ページでございますが、このうちのダム対策関係でございますが、この中のダム関連対策事業負担金という分でございますが、具体的には先ほども出てきました、丹波の235号線の改良やら、木ノ谷林道のつけかえ工事がこの対象ということになっております。

それからめくっていただいて、100ページ、101ページでございますが、この上の段、土木費の工事請負費の関係でございますが、都市公園整備事業、これは須知公園の分でございます。

101ページの左下に、住宅関係が出てきておりますが、この公営住宅建設事業は、旧瑞穂の三ノ宮公営住宅、継続事業でございますが、二戸一を2棟建てようとするものでございます。

次に、102、103ページをお開きいただきたいと思います。

消防費関係でございますが、今年度は府の消防操法大会の年に当たっておりますので、その経費をみております。546万5,000円みております。

それから、104、105ページをお開きをいただきたいと思います。

防災費関係でございます。

今年度、地域防災計画を策定するというので、委託料の中に470万円上程をしておりますのと、それから府が進めております衛星を使った通信系の防災情報システムのこの経費の負担金2,200万もここで計上をしております。

次に、教育費関係でございます。

110、111をお開きをいただきたいと思います。

小学校の管理費でございます。

111ページの右上の方の工事請負費の関係でございますが、防犯カメラ設置工事500万、これは旧丹波町を除く小学校に防犯カメラを設置するという新規事業でございます。

それからその下のシカよけの柵というのは、ひかり小学校のグラウンドにシカが出没することから、その柵をつくと。それから質美小学校の校舎の改修ですけども、窓枠が老朽化をして、強風が吹くと落ちそうであると、あるいは地震等でも落下する危険があると



いうことから、アルミサッシにかえるものでございます。

それから、1枚めくっていただいて、112ページ、教育振興費でございますが、この中の報償費、さわやかサポート相談員報酬というのがございます。57万6,000円。これは不登校児童の学習支援をする相談員の手当でございます。

それから飛びますが、114ページ、115ページをお開きください。

中学校費関係でございます。

115ページの工事請負費、ここにも防犯カメラ設置工事が出ておりますが、これは和知中と瑞穂中学校に防犯カメラを設置するというところでございます。

その下の中学校のり面对策というのは、学校敷地内のり面が崩れる危険性がある、下の民家に影響を与えるということから、防止工事をするものでございます。

以上、端折りましたが、主なものについてご説明をさせていただきました。

次に、ページで言いますと134ページをお開きをいただきたいと思っております。

ここに、職員数を提示しておりますが、本年度、前年度比較でこの前年度というのは、合併をした時点の人数でございます。10月11日が前年度ということで、本年度は4月1日の予定をしております、比較で7ということで、退職がこの程度あるかどうかということで、査定をしているところでございます。

17年度の退職者数は、おおよそ、旧町自体も含めて27名程度になる見込みでございます。

それから、続きまして、140ページ、141ページをお開きをいただきたいと思っております。

債務負担の今後の見通しでございます。

債務負担をしているものの多くが、18年度までというふうなものがたくさんございますが、到底、18年度にすべての債務負担を償還することは不可能かというふうに思っておりますので、18年度1年をかけまして、内容を点検をして、やむを得ず次年度、19年度以降に延ばさせていただくものも発生するということをご承知おきをいただきたいというふうに思っております。

総表が143ページまで続く格好になっております。

最後、144ページでございますが、地方債残高でございます。

表の一番下の合計の欄でございますが、合併時では173億8,477万1,000円という額でございました。18年度中に増減をいたしまして、最終的に18年度末の残高が181億27万9,000円となる予定でございます。

以上、簡単ではございましたけれども、一般会計の予算の補足の説明とさせていただきます

す。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） それでは、失礼をいたします。

私の方からは議案第27号の平成18年度国民健康保険事業特別会計予算でございますが、その中の事業勘定分についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、国保の一般状況でございますけれども、平成18年の1月末現在におきまして、世帯数は4,117戸、また、被保険者数は8,032人という状況でございます。町内全人口からいいますと、45%の方々が国保に加入されておるという状況でございます。

それでは、予算でございますが、本会計の歳入歳出の予算総額は、17億2,626万3,000円を計上いたしましたものでございます。旧3町の平成17年度におきます当初予算につきましては、16億6,154万5,000円でございます。新町の当初予算、本予算となりまして、6,650万1,000円の増という状況でございます。本予算の算定に係りましては、先ほど条例を上程させていただいておりますが、国民健康保険税条例の中身税率等に基づきまして、歳入については予算見積もりをさせていただいて計上いたしておりますので、よろしく願いたいと思います。また、全体的には新たな事業等は現在のところございませんで、従来どおりの中身でそれぞれの被保険者数、あるいはその中におられます一般被保険者なり、退職被保険者、また老人医療の関係の方々、そうしたことをもとに算定をいたしております。したがって、数字的には全体的にそうした要素が刻々と動きますので、医療費等の見積もりも非常に難しいところがございますが、昨年の実績等を勘案いたしまして上げておりますので、よろしく願いたいと思います。

まず初めに、歳出から申し上げたいと思います。事項別明細書の9ページから11ページでございます。まず、第1款の総務費でございますけれども、ここにつきましては、人件費及びレセプト点検等々にかかります経費、また保険税に係ります徴収等に係る所要経費を1款では上げさせていただいております。諸経費合わせまして2,265万8,000円という状況でございます。

次に、11ページの下段から14ページにかけましての第2款の保険給付につきましては、先ほども申し上げましたように、過去3カ年の実績状況でありますとか、直近の8カ月の状況等を勘案しまして、療養給付費、また高額療養費、それと出産育児一時金でありますとか、葬祭費等に要する経費を見積もっております。総額で11億6,922万6,000円という状況でございます。この中では、特に退職療養費、退職関係の方々が最近ふえてきておりまして、退職に係る経費が若干上がってきておるといような状況でございます。

続いて、14ページを開いていただきたいと思います。14ページの第3款老人保健拠出金の額でございます。この額につきましては、国の示します算出方法が国の予算ベースで算定基礎がございまして、それをもとに計上いたしておりますが、3億1,703万1,000円という状況でございます。これにつきましては、昨年度と若干減っておりますけれども、ほぼ同額というような状況でございます。

次に、15ページの上段の第4款でございます。介護納付金でございます。これも国の示します算式によりまして1億404万1,000円を計上いたしております。若干介護保険制度、介護保険に係ります部分が来年度は上昇するというようなことから、今回、保険税の中でも限度額を8万円から9万円に上げさせていただいておりますが、そうしたものに変わりまして、この額を計上いたしております。

同じく15ページの第5款でございます。共同事業拠出金でございますけれども、これにつきましては3,856万3,000円を計上いたしております。これは国保連合会が示します参考推計額というのがございまして、それをもとにして京都府下の中でそれぞれの保険者に割り当てがございまして、それから計上いたしたところということでございます。

次に、15ページの下段から17ページの第6款に係りましての保険事業でございますけれども、すべて、総額で1,747万4,000円を計上いたしております。この事業は、疾病の早期発見に寄与します人間ドック、また健康相談、スポーツ講座等ございまして、それとあわせて町の健康管理センターの施設管理費でございます。

続きまして、18ページの第7款の基金の積立金につきましては、基金利子分の42万3,000円ございまして、第8款については、公債費として一時借入金関係でございますが、100万円を計上いたしております。

同じく18ページのその下段から20ページにかけての第9款の諸支出金合計1,584万7,000円は税の還付金でありますとか、それと瑞穂病院等の直営の診療施設等への繰出金として計上いたしたものでございます。

以上、歳出でございまして、そこから見合う財源として主なものとしましては、今度は前後いたしました。歳入でございます。事項別明細書の3ページでございます。

第1款の国民健康保険税でございますけれども、これにつきましては、このたびの保険税条例で税率を上げさせていただいておりますが、所得割が6.5%となり、資産割が25.5、また被保険者割は2万500円、世帯割で1万6,500円ということで上げさせていただいておりますことから、計上いたしております。一般国民健康保険税の収入見込みについては、調定額に対しまして93.5%を見込んでおりますし、また退職被保険者につきまして

は、98%の収納率ということで上げさせていただいております。総じまして、一般退職あわせまして4億4,742万円ということでございます。

同じく5ページからの第4款でございますが、支払い基金からの療養給付費と交付金3億8,045万円を上げております。

また、第5款と第6款の府支出金は、財政調整及び高額共同事業の交付金として総じて1億1,091万1,000円上げさせていただいております。

また、第8款の繰入金は、総額で2億8,024万4,000円ということでございます。これには、国保運営基金からの取り崩し、1億7,142万7,000円を含んでおりまして、今回全体事業費が17億2,000万円でございます。約1割は財政調整基金からの取り崩しで、今回お世話になりたいということでございます。したがって、本来なら17億2,000万円の中の療養費等を見込みながら、税率を決定しなくてはいけないという基本ルールがあるわけでございますが、合併協議の中で1人当たり5万6,000円から5万7,000円ということが出ておりまして、それらを踏襲する上で、今回低く税率を設定したということから、1億7,000万円余りの繰り入れで対応させていただくということでございます。

以上、簡単ではございますけれども、国保の特別会計の説明とさせていただきます。御審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、失礼をさせていただきます。同じく議案第27号の国民健康保険事業特別会計につきましての、施設の勘定につきましてそれぞれ説明を申し上げたいと思います。

先ほどの同じ議案書でございますけれども、一番初めにピンク色の中の仕切りを入れておりまして、一番初めの仕切りの次が、質美診療所勘定の当初予算となっております。歳入歳出合計につきましては、2,110万円の合計額で計上させていただいております。そのページをずっとめくっていただきまして、事項別明細で3ページでございますが、歳入の3ページでございますが、1款診療収入につきましては、外来収入といたしまして、1,907万5,000円計上させていただいております。これは、前年度の実績等に基づきまして、積算をしたものでございます。

続きまして、次のページの4ページでございますが、4款繰入金でございますが、1目一般会計繰入金といたしまして、本年度170万円の繰り入れを予定を計上をさせていただいております。

続きまして、5ページ、歳出でございますが、1款総務費といたしまして、1目一般管理費、この分につきましては、主に賃金882万5,000円を計上させていただき、あと諸経費等につきまして計上をさせていただいておるところでございます。

めくっていただきまして、6ページでございますが、2款医療費につきましては、3目の医療費衛生材料費といたしまして、960万円、薬剤の購入等に係る経費を計上させていただいておるところでございます。

続きまして、次でございますが、次のピンクの仕切りからが和知診療所勘定の当初予算となっております。歳入歳出3億7,788万4,000円で計上させていただいております。

ずっとめくっていただきまして、3ページの事項別明細で説明を申し上げたいと思います。歳入でございますが、まず1款診療収入、1目入院収入といたしまして、和知診療所におきましては、一般病床7床、療養病床12床ということで、合計19床の入院施設で運営をしておるところでございますが、この入院収益といたしまして、6,221万2,000円計上させていただいております。これにつきましても、前年度等の実績等に勘案による算出でございます。

続きまして、下ですが、2項の外来収入でございますが、外来収入につきましては、2億2,483万5,000円計上をさせていただいておるところでございます。

続きまして、次のページ、4ページでございますが、3款の府支出金につきましては、昨年度同様の576万円の府の補助金の受け入れを予定しておりますし、下の4款繰入金につきましては、一般会計から7,129万7,000円の繰り入れを計上させていただいております。また、国保の事業勘定から750万円、これは国保の特別財政調整交付金の受け入れの部分でございます。

続きまして、6ページへめくっていただきまして、歳出でございますけれども、1款総務費、1目一般管理費でございますが、これも主に網かけでございますように人件費1億6,565万3,000円というようなことで、あと経費等を計上させていただいておるものがございます。

続きまして9ページでございますが、特に2款の医療費につきましては、3目の医療費衛生材料費といたしまして、それぞれ医薬品購入費に1億800万円、それから検査委託料に600万円計上をさせていただいております。

続きまして、次にピンクの仕切り、次からが和知歯科診療所勘定の当初予算となっております。歳入歳出7,333万3,000円ということになっております。

まためくっていただきまして、3ページでございますが、事業別明細、歳入でございます。

1 款診療収入、外来収入でございますが、本年度 5, 578 万 2, 000 円計上させていただいております。

続きまして、下の国庫支出金でございますが、本年度臨床研修費といたしまして、補助金 160 万円を受ける計画をしております。これにつきましては、18 年度歯科診療所におきまして、1 名の臨床研修医を受け入れをさせていただきたいというふうに思っております、その部分に補助を計上させていただいておりますし、また 3 款の繰入金につきましては、一般会計から 984 万 9, 000 円の繰り入れをお願いをしておりますし、また、下の事業勘定繰入金につきましては 600 万円、これは国保の特別財政調整交付金の受け入れでございます。

続きまして、5 ページの歳出でございますが、1 款総務費、1 目一般管理費、これも主に人件費 4, 822 万 8, 000 円、あと経費等に係るものでございます。

続きまして、7 ページの医療費につきましては、3 目の医療費衛生材料費といたしまして、ここでは歯科の技工委託料とあわせまして、882 万 9, 000 円計上させていただいております。

以上、施設勘定の当初予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 続きまして、議案第 28 号でございます。平成 18 年度の京丹波町老人保健特別会計予算について説明申し上げます。

まず、一般状況でございますけれども、老人保健への加入状況につきましては、対象者数が 3, 528 人となっております。うち、国保に加入しておられる方がそのうち 2, 675 人というような状況になってございます。

本会計の歳入歳出予算の総額でございますけれども、この会計につきましては、老人保健法等の関係法令に基づきまして、26 億 765 万 4, 000 円を計上いたしましたものでございます。

まず、歳出からお願いしたいと思います。事項別明細書の 6 ページでございます。

6 ページの第 1 款医療諸費につきましては、まず現物支給分としての医療給付費に 25 億 5, 455 万 6, 000 円となっております。現金支給分としましての医療費支給につきましては、4, 455 万 3, 000 円、及びレセプト等の審査支払手数料に 754 万 5, 000 円といたしております、1 款の総額は総じて 26 億 665 万 4, 000 円となっております、歳出全体の 99.96% を占めております。その他、第 2 款の諸支出金等につきま

しては、当会計に必要なものとして必要経費で100万円、総じて100万円を計上いたしましたものでございます。

以上、歳出でございまして、歳入に見合いますものにつきましては、戻っていただいて、事項別明細書の3ページからでございます。

まず、第1款でございますけれども、当会計制度に基づきまして、社会保険の診療報酬支払い基金から医療費及び手数料の交付金として14億200万4,000円ということで上げさせていただいております。これは原則的には支払い基金がそうした療養給付費等については54%の負担をするということでございます。原則54%でございます。

続きまして、国庫支出金でございます。8億309万7,000円を上げさせていただいております。これにつきましても、原則的には現在国は30.66%の負担率をもって上げております。

続いて、第3款の府支出金2億77万4,000円、及び4ページの第4款の一般会計からの繰入金、2億167万3,000円でございますけれども、これにつきましては、京都府及び本町の一般会計から制度上7.66%をそれぞれ負担して計上いたしております。

その他、諸収入を若干見込みさせていただきまして、総額で26億765万4,000円を計上いたしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） これより暫時休憩といたします。

再開は、1時30分からとさせていただきます。

なお、議員諸君には1時より農業委員の件に関しまして、お集まりをいただきたいと思いますので、1時にご参集をください。それは隣の会議室でございます。よろしく願います。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算関係担当課長の説明をお願いいたします。

野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） それでは、議案第29号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計予算につきまして、主な概要を説明を申し上げます。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億4,470万円、サー

ビス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,050万円とするものでありまして、旧3町の平成17年度当初予算と比較をいたしまして、6,665万4,000円の増となっております。

2項以下、省略をさせていただき、事業勘定の予算に関する説明書、3ページをよろしくお願いいたします。

2の歳入のところでございますけれども、款の1、保険料、目の1、第1号被保険者保険料につきまして、2億5,456万9,000円を計上するものです。中身につきましては、65歳以上の5,430人分を見越しておりますのと、介護保険の方の改正によりまして、従来18%であったものが19%の構成率となっております。

続きまして、款の3、国庫支出金、3ページの一番下でございますけれども、介護給付費の負担金、2億7,633万円、このことにつきましては、標準給付見込み額の20%相当額となっております。

続きまして、4ページをよろしく申し上げます。

項の2、国庫補助金のうち、1調整交付金につきまして、標準給付見込み額の6.9%を見込んでおりまして、9,506万3,000円。そして新たに目の2、目の3におきまして、介護予防事業ということで、212万8,000円。このことにつきましては、地域支援事業費の25%相当分となっております。そして、目の3、包括的支援事業任意事業、このことにつきましては、716万7,000円、40.5%分となっております。この事業につきましては、40歳から65歳未満の方を対象外としておりますので、負担率というか構成率が上がっております。

続きまして、款の4、支払い基金交付金のうち介護給付費交付金4億2,831万2,000円。このことにつきましては、標準給付見込み額の31%相当分ということで、このことにつきましても、介護保険法が改正しまして、32%から31%に構成率が落ちております。地域支援交付金、このことにつきましては、263万9,000円を計上するものです。続きまして、款の5、府支出金介護給付費負担金、ルール分として12.5%で1億7,270万6,000円を計上するものです。

款の5、府支出金、これも新たに加わった事業ということで、合計で464万8,000円を計上しております。

続きまして、款の7、繰入金、介護給付費繰入金、ルール分といたしまして、1億7,270万6,000円、新たに加わりました介護予防、そして、その他一般会計繰り入れをあわせまして、2億1,000円の計上とさせていただいております。



以下、省略をさせていただきます、8ページをよろしくお願いいたします。

款の1、総務費、項の3、介護認定審査会費で1,753万4,000円を計上するもので、中身につきましては、認定審査会を府に委託している分の負担金が主なものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。款の2、保険給付費、1、介護サービス等諸費、ここにつきましては、要介護1から5の方の保険給付費として計上させてもらっております。合計で11億7,123万3,000円、このうち目の2の地域密着型介護サービス給付費につきましては、新たに項目として設けておりますが、従来は居宅介護サービス給付費に入っていたもので、グループホーム分として御理解をください。

10ページをよろしくお願いいたします。

10ページの項の2、介護予防サービス等諸費、ここにつきましては、要支援1、2の方の保険給付費でございます。合計で1億3,564万9,000円を計上をさせていただきます。

12ページをよろしくお願いいたします。

ここが新たに加わったものでございまして、地域支援事業費、項の介護予防事業費、このことにつきましては、法改正によりまして、平成18年度で新規に加わった事業、そして一般会計から継続した事業として介護保険に繰り入れたものと、ものの事業ということに分かれております。合計で2,038万9,000円、新たに加わりました事業といたしましては、網かけのところで、高齢者実態把握事業、そして3番目の運動機能向上事業、4番目の栄養改善事業、5番目の口腔機能向上事業、7番目の閉じこもり予防訪問事業、8番目の介護予防特定高齢者の評価事業となっております。

次に、介護予防のところでは、網かけの一番下の介護予防一般高齢者施策評価事業が新たな事業として加わっております。

そのほかにつきましては、一般会計からの継続となっております。

13ページです。

款の4、地域支援事業、項の2、包括的支援事業任意事業費につきましては、目の5の任意事業を除き、すべて4事業、新規事業となっております。あわせまして15ページをお願いいたします。あわせまして、941万3,000円を計上するものでございます。

続きまして16ページをお願いいたします。

款の6、公債費、財政安定化基金償還金として1,160万6,000円を計上するもの

で、中身につきましては丹波分と和知分の償還金でございます。

以下、省略をさせていただき、ピンクの紙をめくっていただきますと、サービス事業勘定となりまして、その3ページをよろしく願いたします。

3ページの2の歳入、サービス収入ということで、目、居宅支援サービス計画費の収入ということで、1,657万5,000円を計上をしております。

4ページを願いたします。

歳出の款の2、事業費のうち目の1、居宅介護支援事業費として2,041万8,000円を計上するもので、中身といたしましては委託料で、介護予防サービスの計画作成委託料ということで、新予防給付におきまして、要支援1、2の人のケアプラン作成につきまして委託をするものと、18の備品購入費では、新予防給付の請求につきましては、町が国保連合会に対して請求するという事になっておりますので、その分の新システム代といたしまして、335万円を計上するものです。

以上、ご審議いただき、ご議決賜りますようによろしく願いたします。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） それでは、議案第30号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計予算について、その概要を説明を申し上げたいと思います。

本予算につきましては、事項別明細書のとおりでございますが、その主なものについて説明を申し上げたいと思います。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,800万円と定める。

事項別明細書の3ページをお開きをいただきたいと思います。

初めに歳入でございまして、上から3つ目の2款使用料及び手数料、水道使用料でございまして、5億371万6,000円でございます。これにつきましては、現年度分の使用料が4億9,560万円とグリーンハイツの現年度分の使用料が711万6,000円で、前年度実績を勘案しまして見込んでおります。

次ページにいきまして、3款の国庫支出金でございます。施設整備費国庫補助金で2億690万8,000円で、内訳としましては、水道施設整備費国庫補助金丹波瑞穂地区の整備分で5,979万6,000円と、簡易水道施設整備費国庫補助金、和知地区の整備分で1億4,711万2,000円を計上させてもらっています。

4款の府支出金でございます。施設整備費府補助金で2,459万円、ふるさとの水確保対策事業費府補助金で、対象事業費の10%を5カ年にわたりまして、補助をいただくもので、長期債の償還に充てることとなっております。

次に、最下段の6款繰入金一般会計繰入金で、2億3,198万7,000円です。これは一般会計よりの繰り入れを見込んでおります。長期償還額の2分の1以下ということで、ほぼ2分の1を見込ませてもらっております。

次ページにいきまして、同じく繰入金で、基金繰入金が7,679万9,000円で、水道事業基金からの繰り入れでございます。

7ページをお開きください。

下段の9款町債、簡易水道事業債、6億1,500万円で丹波瑞穂地区と和知地区で実施をしております簡易水道統合整備事業の事業債を計上させてもらっています。

次に、7ページにいきまして、3の歳出でございますけれども、水道管理費一般管理費といたしまして、3億4,742万2,000円で、水道事業で網かけのところですが、2億7,071万円、下山グリーンハイツ水道事業としまして、1,911万6,000円、人件費として5,759万6,000円を計上させてもらっております。主なものでいいますと、2節の給料で、一般職給料8名分、2,763万7,000円のほか、3の職員手当てや、4の共済費等を計上しております。

次に、その下の11の需用費でございますけれども、説明の一番下段にありますけれど、上水道などの光熱水費の5,820万円、次のページになりますけれども、2段目の塩素やパックなどの医薬材料費に1,110万円、次に13節の委託料でございますけれども、6,945万7,000円で、主なものといたしましては、施設維持管理委託料や、水質検査委託料等を見込ませてもらっております。

次のページにいきまして、15の工事請負費でございますけれども、7,316万1,000円で、27号バイパスや、ほか道路改良、また須知川の河川改良等に伴いまして水道管の移設工事に4,085万円、また漏水の修理やメーターの取りかえ等の維持管理補修工事に3,231万1,000円を計上させてもらっております。

次に、25節の積立金ですが、3,659万円を見込ませてもらってとおりまして、先ほど申しあげました府補助金2,459万円と、グリーンハイツの分担金1,200万円を積立金として計上させてもらっております。

続きまして、2款の施設費でございます。水道施設費4億2,000万円、次のページになりますけれども、上水道事業で丹波瑞穂地区で実施をしております統合簡易水道整備工事を計上しておりまして、主なものといたしましては、13節の委託料で5,030万円、この内訳といたしましては、開発団地の管路測量設計監理業務委託料に5,000万円、新田配水池水呑ポンプ場の境界確定業務委託料に30万円を計上させてもらっております。15

節の工事請負費ですけれども、2億7,450万円で、新田配水池の築造工事や、遠方監視計装設備工事などを実施する予定としておりまして、2億7,450万円を計上させてもらっております。

なお、19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、9,250万円でダム建設負担金を計上しております。念のため、18.5%を負担するということになっております。

次に、2目の簡易水道施設費でございます。4億5,553万円、簡易水道事業といたしまして、和知地区で実施をしております統合簡易水道整備工事費を計上させていただいております。主なものといたしましては、13の委託料、2,531万円、北部浄水場の測量設計及び工事要点管理の委託を見込んでおります。

次のページの一番上でございますけれども、15節の工事請負費といたしまして、総合簡易水道整備工事事業といたしまして、和知地区の塩谷取水池、また塩谷のポンプ場の築造工事や、管路敷設工事を予定しておりまして、4億2,790万円を見込んでおります。

次に、3款の公債費でございますけれども、元金2億7,797万8,000円で長期債償還元金として計上させてもらっております。2の利子につきましても1億8,607万円で、長期債の償還利子として計上させてもらっておるようなわけでございます。

以上、水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第31号 平成18年度京丹波町下水道事業特別会計予算について概要をご報告申し上げたいと思います。

先ほどと同じように、事項別明細書の方で、見ていただけたらと思うんですけれども、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,100万円となっております。

事項別明細書3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございまして、1款分担金及び負担金、1目の下水道事業費分担金、本年度予算で、1,820万円、主なものといたしましては、3節の浄化槽市町村整備推進事業費分担金で1,200万円を計上させてもらっておりまして、5人槽が19基、7人槽16基を予定をしておるところでございます。

次に、下段の2款使用料及び手数料、農業集落排水使用料7,748万1,000円で、主なものといたしましては、農業集落排水使用料の現年度分でございます。これにつきましても、前年度実績により見込んでおりまして、16処理場の使用料ということになります。

次ページになりますが、2款の林業集落排水使用料から、5目の浄化槽使用料につきましても、農業集落排水使用料と同様に、前年度実績により見込んでおりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

次ページにいきまして、3款の国庫支出金でございます。1目下水道事業費国庫補助金で3,632万9,000円でございます、特定環境保全公共下水道事業費国庫補助金で、補助対象事業費の50%分を見込んでおります。

3節の浄化槽事業費国庫補助金といたしましては、先ほども申しましたように、浄化槽市町村整備推進事業の国庫補助金でございます、合計35基の設置の事業費の3分の1を見込んでおるところでございます。

4款の府支出金といたしましては、下水道事業費の府補助金でございます、3の浄化槽市町村整備推進事業費府補助金で264万2,000円で、いずれも1節から3節までいずれも起債の元金償還に充当する補助金となっております。

6ページにお開きいただきたいと思いますが、6款の繰入金4億6,185万7,000円で、農業集落排水事業分に1億7,484万4,000円、特定環境保全公共下水道事業分に、2億4,087万円、浄化槽市町村整備推進事業分に4,614万3,000円を充当することとしております。

最後に、残り7ページの一番下なんですけれども、9款の町債、下水道事業債1億8,990万円で、特定環境保全公共下水道事業債2,700万円をはじめまして、下記のとおり見込んでおります。

8ページをお開きください。

3の歳出でございます。

1款総務費、1目の一般管理費、5,546万9,000円で、職員7名分の人件費、給料ほか、職員手当、共済費等を見込んでおります。

次に、2款の下水道事業費、施設整備費で510万9,000円で、農業集落排水施設整備事業に充てておりまして、主なものとしましては、15節の工事請負費、水原地内の道路改良工事に伴いますマンホール高の調整工事ほかに415万円を計上させてもらっております。

2目の施設管理費で7,303万2,000円で、農業集落排水16処理場の管理事業、また林業集落排水2処理場の管理事業、また次のページになりますけれども、簡易排水施設1処理場の管理事業に充てております。これも主なものといたしましては、13節の委託料で5,703万円、施設維持管理委託料に2,638万8,000円ほかを計上させてもらっております。

次ページにつきまして、2款の下水道事業費でございます。

1目施設整備費5,679万3,000円で、公共下水施設整備費に計上させてもらって

おります。主なものとしましては、13節の委託料2,580万円で、下山浄化センター2期工事実施設計などに組んでおります。15節の工事請負費につきましては、2,865万円、瑞穂地区の管渠工事費を見込んでおるところでございます。

12ページにいきまして、同じく2目の施設管理費でございますけれども、7,356万5,000円で、公共下水道施設4処理区の管理事業を見込んでおります。主なものとしましては、需用費で2,374万円、内訳といたしましては、光熱水費が1,682万円、修繕費500万円などを計上しております。

また次のページにいきまして、13の委託料ですけれども、4,411万4,000円で、施設維持管理委託料や汚泥脱水業務委託料などに計上をさせてもらっております。

14ページをお開きいただきたいと思います。

2款の下水道費、1施設費で、5,555万7,000円で、浄化槽市町村整備推進施設整備事業で、先ほども申しましたように、5人槽を19基、7人槽16基、合わせて35基を設置するものでございまして、13節の委託料として、測量設計管理業務委託料864万円と、工事請負費で35基の浄化槽整備工事費に4,260万円を計上させてもらっております。

次に2目の施設管理費でございます。浄化槽市町村整備推進施設管理事業を計上してございまして、委託料といたしまして、清掃委託料3,849万2,000円、保守点検委託料を2,493万4,000円を見込んでおります。これにつきましては、804基の浄化槽の管理を見込んでおります。

16ページをお開きいただきたいと思います。

3の公債費で1元金3億3,737万4,000円で、農業集落排水の元金償還金に1億3,605万5,000円と、公共下水の元金償還金に2億131万9,000円を計上させてもらっております。2目の利子ですけれども、2億580万2,000円で、主なものとしまして、農業集落排水の利子の償還金、また公共下水の利子の償還期に充てる予定をいたしております。

以上、下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

ご審議をいただき、ご議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） それでは、私から議案第32号の平成18年度京丹波町土地取得特別会計予算について、説明をさせていただきます。

1条に記しておりますとおり、歳入歳出は8万1,000円ということになっております。

この特別会計については、債務負担行為として、第2表に掲げております旧和知関係の債務負担をしております。

具体的な中身といいますか、歳出の関係は、事項別明細を用いまして、説明をさせていただきます。

8万1,000円の予算でございますけれども、歳入としましては3ページの土地開発基金からの利子でございます。これが8万円。そして歳出はその利子を再び基金に繰り出して積み立てるというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 松村教育次長。

○教育次長（松村康弘君） 失礼いたします。議案第33号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算につきまして、説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算額を437万円といたしております。

前年度対比380万9,000円の増でございます。

まず本年予算の概要でございますが、先ほど議案第20号で基金条例の廃止の条例の説明で若干ありましたけれども、今まで旧3町で実施されておりました奨学金の給付及び貸与事業を平成18年度より本特別会計に一本化を図り、実施方式を給付にし、奨学金額も統一の上、新たに再スタートするものでございます。

また、歳入に関してでございますけれども、近年の低金利時代によりまして、基金運用益が望めないことから、平成18年度より給付金総額の2分の1を一般会計より繰り入れていただくことといたしております。

総務課長の方から2基金の合併時の総額といたしまして、3,049万6,000円ということございましたけれども、17年度末になりますと、約2,990万円余りということでございます。

これを単純に本予算で割っていただきますと7年で底を突いてしますという厳しい状況でございます。

それでは、予算書に基づきまして、主な歳入予算内容より説明を申し上げます。

予算に関する説明書3ページをごらんください。最後から2枚目のものでございます。

3款繰入金、先ほど説明いたしましたとおり、一般会計繰入金216万円と、基金繰入金216万8,000円の計432万8,000円が主な歳入でございます。

次に歳出予算内容の主なものについて説明を申し上げます。4ページをごらんください。

2款育英費でございます。432万円を計上いたしております。内訳につきましては、実

績等勘案いたしまして、高校生、それから高専3年生まで、18名、年額単価が12万ということで、216万円と、それから大学生、高専の4年生以上の学生さんを対象に12名、それが年額単価が18万でございます。合計が216万と、2つ合わせまして432万という状況でございます。

簡単ですが、以上が今回の予算に関する主な内容でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○情報企画課長（田端耕喜君） それでは、私の方から議案第34号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回、お願いする予算につきましては、歳入歳出それぞれの合計額を1億5,355万8,000円と定めることをお願いするものでございます。

提案理由の説明につきましては、先に町長より説明がありましたので、私の方からは予算の内容につきまして説明させていただきます。

それでは、予算に関する説明書よりページをめくっていただきまして、事項別明細書の5ページでございます。

歳出予算からご説明を申し上げたいと思います。

運行事業費として、本年度1億4,731万円を計上させていただきました。今回、議案第5号により、バス事業条例の改正をお願いしておりますとおり、旧瑞穂、和知の町営バス運行路線に、旧丹波地区内を含めた運行路線を行うため、運行経費が膨らんでおります。

運行経費の内訳につきましては、バス運転手の人件費と、運行に伴う燃料費等主だったものとして、その経費を計上させていただいたものでございます。

また、現有の中型バス3台の老朽化に伴いまして、更新といたしまして、中型2台及び小型1台のいずれも低床型のバスの購入を予定させていただいております。

3款公債費におきましては、起債借入の元金と、本年発生分の利子を計上したものでございます。

次にページを戻していただきまして、3ページの歳入でございます。

運行事業収入といたしまして、運賃収入の見込み、3,468万2,000円と受託収入の見込み823万7,000円を合わせまして、4,291万9,000円を計上しております。内訳につきましては、補助対象の運賃収入、地方交付税の対象の受託収入のとおりでございます。

また生活路線バス維持及び車両購入にかかります京都府からの補助金といたしまして、生



活路線維持補助金で2,300万円、3台のバス購入費補助金の2,074万円、合わせまして4,374万円を計上させていただいております。

4ページ町債では、バス購入にかかります補助金の全額を過疎債の借り入れとして、3,010万円の計上をさせていただいております。

また一般会計からの繰り入れといたしまして、3,651万円を充当しての予算とさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第34号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の概要説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川総務課長。

○総務課長（長谷川博文君） 続まして、議案第35号から財産区関係の予算のご説明をさせていただきます。

まず最初に、平成18年度京丹波町須知財産区特別会計予算でございます。

歳入歳出の総額は、それぞれ152万円と定めるものでございます。詳細は、事項別明細でもってご説明させていただきます。

めくっていただきまして、3ページでございます。

この須知財産区は、ご承知のとおり、須知地区と竹野地区の2つに分かれております。収入では、須知地区に財産区の用地がございます関係で、それを駐車場として使っております財産貸付収入が39万4,000円でございます。

それから、竹野地区につきましては、そういうものがございませんので、財産収入としては、マツタケの入札のお金が入ってくる予定になっております。

続まして、歳出でございます。6ページをお開きください。

まず須知地区でございますけれども、従前と内容的には変わっておりません。各種団体への補助金、あるいは敬老会等々の補助金も計上しておりますところでございます。あるいは、枝打ち、間伐等の財産管理も計画をされておりますが、具体的な箇所等については、新年度に入って決定をされるということでございます。

続まして、竹野地区でございます。これにつきましても、従前と変わらず予算立てになっております。

6ページに財産管理で、枝打ち、間伐等の作業委託料が組んでありますけれども、これにつきましては、計画中でございます。具体的な箇所等については、まだ未定ということでございます。

以上が、須知財産区関係の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第36号 平成18年度京丹波町高原財産区特別会計の予算でございます。

総額といたしましては、歳入歳出それぞれ23万円でございます。事項別明細をもってご説明をさせていただきたいと思っております。

3ページでございます。

3ページの寄附金、款2の寄附金でございますが、21万9,000円と上がっておりますが、これにつきましては、使用していただいているそれぞれの土地の使用料的なものを寄附金という形で受け入れているものでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、4ページの歳出でございますが、この内容につきましても、従前のものと変わっておりません。

一般管理、それから財産管理で、それぞれ予算をしております。

以上、簡単でございますが、高原財産区の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第37号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計予算でございます。

歳入歳出の総額は、それぞれ1,510万円と定めるものでございます。

内容につきましても、事項別明細で同じく説明させていただきたいと思っております。

3ページでございます。歳入、3ページでございます。

款1の財産収入でございますが、桧山財産区におかれましては、土地をゴルフ場に貸し出しているものと、それから携帯無線の無線基地として使ってもらっているもの等々がございまして、それぞれから、貸付収入が入っております、その総額が1,320万8,000円ということになっております。

そのほか、マツタケ等の歳入の収入がございます。

なお、款2の繰入金でございますが、それらの収入を使いましても、不足を生じることから財政調整基金から109万7,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、4、5ページに移りまして、5ページの歳出でございます。

まず款1の総務費の一般管理費でございますが、これにつきましては、従前と変わらぬ予算立てになっております。

財産管理の方でございます。5ページの下段から次のページ、6ページに移るところでございますが、6ページの中で、委託料の直営林保育作業委託料というのがございまして、300万円でございますが、これは八田の東谷というところの直営林を整備するものでござい

まして、枝打ち、間伐等でございます。

その下に、工事請負費の中で、作業道開設工事というふうなことで50万上がっておりますが、具体的な箇所については、現在、検討中でございます、決定はしておりません。

それから、次のページ、7ページの諸費でございますが、この中の負担金及び交付金の一番最下段のところの山林高度利用補助金というものがございまして、440万組んでおります。これにつきましては、各区に貸し出している財産区の山の高度利用を図るという目的から、山林作業等をされた場合に、補助金を出しているということで、その総額が440万ということでございます。

また、その下の繰出金の中の公民館事業繰出金で70万でございますが、これは松山の公民館等々に事業費の繰出金として、補助的に出しているものでございまして、運動会とか、あるいは芸能会等々の公民館活動経費に充当されるものでございます。

以上が、松山財産区の特別会計の予算でございます。

続きまして、議案第38号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計の予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出のそれぞれの総額は、970万円でございます。これも事項別明細をもって説明をさせていただきます。

3ページをお開きをいただきたいと思っております。

まず款1の財産収入でございますが、梅田地区におかれましては、その土地を区、それから個人、それから団体、それから企業等に貸し出しをされておまして、その収入総額が545万3,000円となっております。そのほかマツタケの採取の件の収入ということで45万円を計上させるものでございます。

それから、款2の繰入金でございますけれども、歳入不足を補うために財政調整基金から344万1,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出に移りたいと思っております。4ページ、5ページのところの5ページをお開きをいただきたいと思っております。

一般管理については、従前のおりでございます。

財産管理につきましても、一番下段、最下段の委託料でございますが、150万円でございます。これは直営林の木が相当大きくなってきておまして、間伐を必要とするということから、その経費を計上してるもので、森林組合に委託をしてお願いをするものでございます。

それから、めくっていただきまして、6ページ、梅田地区財産管理の中の最終の節といい

ますか、後ろの節の補償補てんの関係でございますけれども、土地貸付補償費というものが、317万3,000円組まれております。

これにつきましては、先ほど収入のところでも申し上げました企業等に貸し付けている土地について、地元に対しての補償料を支払うということで、地元分ということで、80%を地元を下ろすということに取り決めになっておりまして、その総額をここに計上しているものでございます。

諸費の最下段には、先ほど申しておりました梅田地区についても、公民館事業の繰出金を計上をしているところでございます。

以上が、梅田の財産区の方でございます。

続きまして、議案39号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計の予算でございます。

今年度の歳入歳出の総額は、ちょうど500万ということになっております。事項別明細の3ページをお開きをいただきたいと思っております。

三ノ宮財産区は、集落、いわゆる区に貸し付けている部分だけでございまして、款1の財産収入に土地貸付ということで、63万円を上げております。そのほか、マツタケの採取権収入ということで、55万円を計上しております。

歳入不足を補うために、款2の繰入金で、財政調整基金から338万5,000円を繰り入れるものでございます。

歳出の関係でございますが、一般管理費につきましては、従前どおりの計上ということになっております。

次に財産管理につきまして、めくっていただいて6ページをお開きいただきたいと思っておりますが、委託料の中で、直営林境界明示業務委託料ということで50万円計上しております。これは年度計画で順番に境界明示をしていくということで、本年度は字三ノ宮の小山地区の部分を境界明示を行うということでございます。

それから、目3の諸費の中の負担金補助及び交付金の中で、三ノ宮地域振興事業補助金80万円を組んでおりますけれども、これにつきましては、地域活性化の事業を推進するにあたって、この補助をするということでございまして、例えばと、平成17年度につきましては、地域の山林を整理されまして、三ノ宮城の跡の整理調査をされたというそれに補助金を出したという経過がございます。そういうたぐいのものに補助をしていこうということでございます。

ここも同じく繰出金で、公民館事業繰出金として30万円を計上しております。

以上で、三ノ宮の財産区の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第40号でございますが、平成18年度京丹波町質美財産区特別会計の予算でございます。

歳入歳出の予算の総額は、それぞれ420万と定めるものでございます。事項別明細の3ページをお開きをいただきたいと思っております。

まず歳入の財産収入でございますが、質美財産区では、区に貸し付けているものと、法人に貸し付けているものでございまして、それぞれの合計は、275万4,000円ということになっております。そのほかマツタケの採取権の収入として15万円を計上しております。

それから、歳入不足を補うために、繰入金として80万円を管理運営基金から繰り入れるということになっております。

質美財産区だけ、名称が管理運営基金という名前になっております。

それから次に歳出でございますけれども、一般管理費については、従前どおりの予算立てになっております。財産管理の関係でございますけれども、めくっていただきまして6ページ、この中の直営林保育作業委託料については、森林組合に委託をしまして、直営林の間伐等を実施するというもので80万円を組んでおります。

それから諸費の中で負担金補助金及び交付金の中の貸付林等高度利用補助金ということでございます。一番最後の段のところでございますが、26万8,000円、これは、先ほどの財産収入の中で、企業等から、法人から入ってきた分につきまして、該当の区に対して補助をするということでございまして、具体的には中村区、上野区、下村区に補助金として出すものでございます。

ここも公民館の繰出金として30万円を諸費の繰出金で計上をしております。

以上、簡単ではございましたけれども、6財産区の予算の概要につきまして、ご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、私の方から議案第41号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算について、ご説明を申し上げたいと思っております。

まず表紙をめくっていただきまして、第2条でございますが、瑞穂病院の業務の予定量につきましては、病床数は47床ということで、一般病床30、療養病床17床となっております。

年間の患者数の予定でございますが、入院で1万4,965人、外来で4万4,100人に定めておるところでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、歳入歳出それぞれ8億2,340万2,000円と定めておるところでございます。

次のページをめくっていただきまして、第4条の資本的収入及び支出でございますけれども、収入が2,736万1,000円、資本的支出が2,944万7,000円と不足いたしましたして、いわゆる資本的収入額が資本的支出額に対して不足する208万6,000円につきましては、当該年度分の損益勘定留保資金で補てんをさせていただくものでございます。

なお、5条につきましては、企業債、病院事業債として、300万円予定をさせていただいておるところでございます。

それでは、続きまして、予算説明書によりまして、細部につきましては、ご説明を申し上げたいというように思います。

ずっとめくっていただきまして、14ページでございますが、資本的収入の詳細につきましては、それぞれ医療収益といたしまして、6億9,030万5,000円定めております。入院収益が2億5,513万2,000円、それぞれ一般病床で24名、療養で17名ということで、見積もりをさせていただいておりますし、外来収入につきましては、4億539万8,000円ということで、1日約180名の患者数を見込んでおるところでございます。

その下の医療外収益におきましては、2目の他会計補助金いたしまして、本年度一般会計から9,600万円の繰り入れを予定をしておりますし、3目の負担金交付金につきましては、企業債の償還金の利息部分3,237万4,000円を一般会計から負担を賜るものでございます。

続きまして、15ページの収益的支出でございますけれども、医療用費用といたしまして、7億8,484万1,000円を計上させていただいております。これにつきましては、1目の給与費から次のページの2目の材料費、特に薬品等の購入、1億4,538万8,000円を計上させていただいておりますし、次の経費にかかる分、それから18ページの減価償却費として、一番下ですが、6,235万円計上させていただいております。

続きまして、19ページでございますが、医療外収益といたしまして、3,756万1,000円計上しております。これにつきましては、先ほど繰り入れをしていただきました負担金3,292万4,000円を支出するものでございます。

続きまして、20ページでございますが、続きましては、資本的収入でございますが、ここで資本的収入2,736万1,000円計上させていただいております。先ほど申し上げました企業債といたしまして、医療機器の購入につきましては、300万円の起債を計画させていただいておりますのと、他会計からの出資金といたしまして、企業債の元金分2,33

1万8,000円を一般会計から繰り入れをお願いをするものでございます。

続きまして、その下、資本的支出でございますけれども、総合計額2,944万7,000円でございます。先ほど申し上げました元金部分2,331万8,000円を支出するものでございますし、また下、建設改良費の1目有形固定資産購入費につきましては、412万9,000円、これにつきましては、無散瞳眼底カメラ一式とレントゲン撮影フィルムの長尺カセットの購入を合わせまして、412万9,000円という状況でございます。

以上、簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

議案第26号 平成18年度京丹波町一般会計予算から、議案第41号の平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算の審査については、去る3月1日の議会運営委員会において、設置の協議がなされております議長を除く17人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第41号は、議長を除く17人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時31分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり、指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり、選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩中に予算特別委員会を第1会議室において開催し、正副委員長の互選をお願いします。

なお、座長については、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員でお願いします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 3時05分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、予算特別委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を報告します。

委員長に野口久之君、副委員長に坂本美智代さん。

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

《日程第39、議案第24号及び日程第40、議案第25号について》

○議長（岡本 勇君） 日程第39、議案第24号 平成17年度和知簡易水道改良工事（第3工区）請負契約の変更について及び日程第40、議案第25号 平成17年度和知簡易水道改良工事（第4工区）請負契約の変更についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 議案第24号、議案第25号 平成17年度和知簡易水道改良工事第（3工区）請負契約の変更について、平成17年度和知簡易水道改良工事第（4工区）請負契約の変更について、いずれの工事についても今月後半の完成を目指して取り組んでいるところですが、工事施工中に岩盤が出たり、一部工法の変更等の理由によって工事費がかさむことになったことから、請負契約の変更の承認をお願いするものでございます。

なお、この議案第24号と第25号は、工期の関係もございますので、本日のご議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決いただきますようお願いいたします。

詳細については、担当課長から説明をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） それでは、議案第24号 平成17年度和知簡易水道改良工事（第3工区）請負契約の変更について、詳細についてご説明をさせていただきたいと思えます。



ただいま町長からございましたように、当工事につきましては、1月30日第1回臨時議会において契約期間の変更をご承認いただいた工事でございます。変更内容といたしましては、3工区におきまして市場地区のポンプ室が現在、栗園に買収をいたしまして施工中でございますけれども、町道から栗園に入るところに子根来水路が流れておりまして、当初、80センチ掛ける80センチのボックスカルバートを6メートル布設をしまして、進入路として使う予定でございましたけれども、6メートルとなりますと水路の掃除もできないというようなことで、地元水利組合との協議をいたしました結果、水路の両側に重力式擁壁を両方に6メートルずつ設けまして、その上にグレーチングをかけるというようなことで工法が変更になりました。

また、配水池への管理用道路を砕石仕上げで計画をしておりましたけれども、この配水池の上に丸山整地がございまして、そこに上がるのに、工事により大変路面が荒れたというふうなこともございまして、地元との要望によりまして舗装仕上げに変更することになったものでございまして、当初、路盤工で見ておりましたけれども、進入路の舗装工ということで、面積的には135平米の路盤工だったわけですが、178平米を舗装をしてお返しをするということで、延長的に言いますと67メートル程度になろうかというふうに思います。

続きまして、議案第25号 平成17年度和知簡易水道改良工事（第4工区）請負契約の変更についてでございますけれども、変更内容につきましては、ただいま町長の方からございましたように、当初、のり面本工を種子吹きつけで計上しておりましたが、のり面に軟岩が露出をいたしましたため、客土吹きつけを施工したいということで変更をするものでございます。

また、管理用道路の排水が、町道からの入り口20メートル間程度ですけれども、買収しました管理用道路の高さが高くなりまして、その水が隣地の田へあふれるというふうな可能性がございまして、排水路を施工したいということで、ベンチフリュウムの300で20メートル管を施工させていただきたいということで、4工区につきましても変更になっております。3工区の増額金額が127万500円、税込みでございますけれども、それから4工区の増額金額が98万7,000円の増額補正を行うものでございまして、なお、両工区とも補助対象事業となりますので、申し添えさせていただきます。

以上、議案第24号なり、議案第25号の説明とさせていただきます。

ご審議をいただきまして、ご承認いただきますよう、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第24号 平成17年度和知簡易水道改良工事（第3工区）請負契約の変

更についての質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案なっております議案第24号について、担当課長にお尋ねします。

今、提案理由の説明もいただいたわけですが、いわゆる当初、カルバートを予定していたが、水路の掃除ができないということで、グレーチングを敷くといいますが、変えるということだと思っておりますが、当然これ、20億円を超す工事ですので、当初、地元との協議等も十分されていたのではないかと思っておりますけれども、当初の水利組合との協議はどうであったのか、お尋ねをひとつしておきたいということ。

それから、工事の進捗状況というのは現在、どういう状態になっているのか、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 山田議員仰せのとおり、当初、地元とお話し合いをしまして決定をしたわけでございますけれども、地元におかれましては、ちょっとそこまでどういう格好で仕上がるのかという話まではわかっておられないような状況だったのではないかというふうに思っております。それで、あと残すところ3週間ほどとなりまして、事業着手という段になりまして、それでは掃除ができないというふうなことが出てきましたので、変更をお願いするものでございます。

現在、工事といたしましては90ちょっと、パーセント的にはあれなんですけれども、あと残すところは細々としたところになっておろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっとあわせてもう一度お尋ねしておきたいのですが、例えば、今回変更されるグレーチングですが、いわゆるこれまでのカルバートを一部使用して、一部グレーチングというようなことで、いわゆる経費がどうなるかちょっとわかりませんが、当然水路のそういうことというのは必要でありますので、前面的にグレーチングではなしに、一部グレーチングを使う、そしてカルバートも使うというような、そういうような方法というのはどうなのか。また、経費的には、そういう場合にはどうなのか、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） 今のお話は、ボックスカルバートと重力擁壁を交互に使っていっ

たらどうかというふうなことをございましたけれども、大変工事的にも困難が生じますし、重力式擁壁で一括仕上げの方が後々きれいというのですか、そのようにもなろうかというふうに思います。

金額的には、かえって高くなってくるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

議案第24号 平成17年度和知簡易水道改良工事（第3工区）請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成17年度和知簡易水道改良工事（第4工区）請負契約の変更についての質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） これにつきましても担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、説明で岩が出たということで、当初予定しなかったということだと思んですが、具体的にどの程度の岩というのが出たのか。いわゆる斜面といいますか、斜面の部分全体に出たのか、一部に出たのかと。どれぐらいの面積の岩が出たのか、あわせてちょっと伺っておきたいということと、直接吹きつけということじゃなしに、土砂を置いてといいますか、そういう説明だったと思うんですが、全体にそういうことになるのか、岩の部分だけそういうぐあいにするのかということも、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） ただいまのご質問ですけれども、種子吹きつけ工で当初見込んでおりましたのは約7平米でございまして、ブロックを積む両脇というのですか、三角形になる分を種子吹きつけで見ていたわけですけれども、そこに軟岩が出たということで、107平米程度というふうに考えております。

それと、客土吹きつけなので直接吹きつけるということでございます。種子吹きつけが客土吹きつけに変更になったということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

議案第25号 平成17年度和知簡易水道改良工事（第4工区）請負契約の変更について、  
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

《追加日程農業委員会委員の推薦について》

○議長（岡本 勇君） お諮りします。

この際、農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は3人といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員会委員は3人と決定しました。

お諮りいたします。

ただいま3人と決定しました農業委員会委員には、大崎栄美子さん、神谷みつ子さん、山本眞寿美さん、以上の方を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に、大崎栄美子さん、神谷みつ子さん、山本眞寿美さ

ん、以上の方を推薦することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

来る8日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時20分